

おります。従つて高等學校の數も相當殖えなければならぬのではないかと、いうふ方に考えております。現在の中等學校がみんな高等學校になるとは限りませんけれども、現在の中等學校の充實したいいものは、高等學校になり得るようには置いたしないと考えております。もつとも高等學校の設置に、つきましては、最近に高等學校の設立準備委員會といふものをつくりまして、大體の規格を定めて、その物さしによつて現在の中等學校の中の適當なものを見、高等學校に轉換し得るようにしておと考えております。數の上から言ひますと、現在の中等學校よりは少いかと思ひますが、相當多數の高等學校ができる豫想でござります。それから大學につきましては、既に昨年の秋から大學設立基準設定委員會といふものができております。一般的の基準はきまつております。それをさらに小委員會を三つくりまして、一つは文科的大學の基準、一つは理科的大學の基準一つは女子の大學生の基準といふふうにきめまして、それを今小委員會で検討中でありますので、おそらく今年の六月ごろには大體結論が出るかと思ひます。その結論が出来ましたならば、それをできるだけ公表しまして、そして國土計畫、地方の產業文化の状態その他とにらみ合わせまして、これもできるだけ公平妥當を期するため、信用のある委員會をつくり、その委員會の知慧を借りて、現在の専門學校及び高等學校の中の適當なものを配分して、大學に昇格させる方針であります。

在の中等學校の昇格するものが大多數であります。ようけれども、なお地區的に考えまして、やはり從來の專門學校たとえば高等工業に當るようなものとか、商業にあるようなものをせひ建てたいというような希望もすいぶんあります。それなども財源の關係もありましょが、そういう場合には政府としてできるだけその地域の熱望に應えるようならふうにしていただきたいといふことから、希望でありますけれども、お願いたしたいと思います。

それからその次にお伺いしたいのは今度の教育基本法並びに教育法案には出ておりませんけれども、教育刷新委員會の案によりますと市町村には教育委員會、府縣にも中央にもそれを置く。それにつきまして昨日の御説明によりまして、結局その學務委員會といふようなものを強化して、教育の民主化をできるだけはかつていくということは、當然であります。なお刷新委員會などの案によりますと、結局これに教職員の任命権まである程度附與するというような案であるようであります。これが教育の民主化をはかる、特に今までの官僚獨善式の人事異動ということがなしに、大變結構なことであります。同時にまたその方面におきましては、そこにまたいろいろな情實といふようなものが織り込まれてくるというような弊害も考えられるであります。従いまして人事異動などにつきまして必ずしもたれしまるであります。悪いのが半分、よいのが半分といふのが當然でありますからそれで大變よく待遇せられた方の者はよろしいけれども、そうでない者はそ

ここに非常な現実ができます。そういうことになりますと、この教育委員會に全面的に人事異動權を附與するということは、これは一方から言つたならば、歪曲せられるような弊害も考えられる。そういうことを考えますときには、當局といたしましては、この教育委員會に人事異動權を附與するという場合には、よほど慎重に考えていただかないと、教育の民主化をはかることは大變結構なことでありますけれどもかえつてそのために混亂するような場面が出てくるのではないかということを考えますか、その邊政府としてほどいうふうにお考えになつておりますか、お伺いいたしたいと思います。

とを、私どもは考えておるのであります。これについでは、なお先ほどもお話をありましたように、内務省の一般的行政機構というものと、教育行政機構というものが全然離れてしまつて、また弊害がありますし、そなかとつてくつき過ぎてしまつて、從来のように下積みになつてしまふのも困りますので、その邊のところは相當に注意の點は十分考慮いたしてやりたいと思つております。

それからなお念のために申し上げます、新學校制度實施準備案内といふのに、これは官制できめられておりませんけれども、教育についての協議會といつたようなものをつくつて民主的にやつたらどうかというごとを推奨してござりますけれども、これは「一つの標準的の案として推奨しただけでありまして、命令したわけではございません。なるべく現在の制度でもできるだけモックラティックにやつて欲しい。そういう氣持でありますけれども、むろんそれは相談相手であります。任免権は、現在のところでは本來任免権人事の機能をもつておるところにはつきり所屬さしておるつもりであります。

○伊藤(恭)委員 次にはこの第十二条に、「適當な衛生養護の施設を設けなければならない。」これはもう既に從来とも相當な設備ができるおりまます。また學校醫もあれば、學校歯科醫もあれば、學校薬剤士もあれば、養護婦とか從來の養護教官もあれば、いろいろ相當にやつておりますが、これをますます完成せしめるためには、やはりこの養護に關する施設を法令化する必要が相當にあると私は考えます。これ

は既に相當法令化せられておりまするけれども、なおこれについて多少、あき足らないと思いますのは、學校薬劑士といふようなもの、これはもう既に都市などにおきましては十數年以前から置かれておりまして、相當に實効があるのですが、しかしながら一面におきましては、ただ單なる空名に過ぎないところもあります。これを法制化して、そうしてその機能を十分に發揮せしめるような工合にすることが、必要であると思います。この學校薬劑士などにおきましては、養護室におけるところのすべての藥品の分析であるとか、あるいは夏季、冬季におけるところの溫度の調節であるとか、あるいは夏季におけるプールの水の分析であるとかいうようなこととまで、ざいぶん微細な點まで非常に努力をしておるとこがおりまして、現にわれくといつたしましては、そういうことは多分にやらしておつたわけであります。そういう點から言いましても、この際學校、藥劑師というようなものも、やはり學校歯科醫、學校醫というようなものと對等にこれを法制化する必要があるのではないかということを考えます。もちろんこれには財源ということも關係がありますけれども、しかしこれはその市町村に、おける施設としてやつたならば、國費としては多大な負擔を受けることはなかろうということを考えます。そういうような意味から言いまして、こういう點などにつきましても、これを法制化する必要があるのではないかということを考えます。が、この點は當局としての御見解はどうぞござりますか。これも一つお伺いいたします。

にごもつともなことと存じます。今御指摘のありましたように、財政問題とも連関をいたしておりますので、御趣旨の點を十分尊重して研究をいたしまして、何らかの処置をとりたいと考えます。

○伊藤(泰)委員 次には一學級の定員であります。が、從來中等學校は大體五、十人とか小學校は戰時中などには、はなばだしきに至つては八十名、九十名の所がすいぶんあつたのであります。これではただ單なるいわゆる子供のお

守り役というような意味であつて、ほんとうの教育といふものは徹底しない。特に今度の學校教育法によりますると、自主的自律的に十分に洗練されるという意味から申しますると、從前の、つまり畫的に陥りやすかつた教育法とは、全然異つてゐるのであります。するから、この際なるべくその學級の定員を少數にするということは當然であります。もちろん政府としてもこれは十分にお考へになつてゐることであります。しかし、これまた財源の關係もあります。したまつては、この際學級の定員はかりに四十名にするというような標準を示していくたまつことが必要じやないか、ということを考えますが、この點はどうでござりますか。

ございましたて、文部省でも、もしでござるならば、小学校の定員は四十名ぐら
いにしたい方向でおりますけれども、
現在のところでは財政その他の關係で
急には實現できませんので、標準を五
十名といったして、なるべくそれに近い

の實情によつて、かりに五十五名を二つに分けなければならぬといふことは、教室及び教員その他の事情なども、なかなかいよいような場合には、そういう點は幾分默認しなければならないかと思ひますけれども、現在の状況では、五十名を単位にして、なるべくそれから離えないようになつております。

視學といふものは、今までとは大變違つてまいりまして、今後は指導的な立場に立ち、いわゆる教職員の相談相手になる、こういうような意味で、過去幾年弊害の伴つてきたところの官僚獨善的な立場でなくなることは當然ありますし、教育の民主化をはかるためにも、これはもちろんそうしなければならない。しかしながら、そういうよくなき立場になりますと、非常な重要な位置をもつて申すまでもない。ところが現在の地位におきましては、まことに菲薄な待遇のもとに、また從前のような位置とは違いまして、民主的な立場に立つて相談相手になるというようなことになりますと、そのためによく人材を集中しなければならない。その人材を集めめるためには、どうしても現在のような待遇でなくて、少くともこれ以上全部二級官にして、そうして優秀な者はみずから進んでこれにつくというかと考えますが、これについて當局としてはいかなるお考えでありますか。伺いたいと思います。

督をして抑えつけるといふようなふうなことはなくて、教員たちの先頭に立つておられるのは、そのよい相談相手になる。もしできれば、よい指導者になるような、そういう方向へいかなければならぬということを考えております。そういうふうに考えております。そういふ視學に該當する人は、率直に申し上げて、官がすべてそうちとは考えませんけれども、本來の任務から言いますと、一般の教師よりも何か長所のあるようないふうな人でなければならない。そういう人を待遇するためには、やはりそれ相當の待遇もしなければならないということは、どもともだと思つております。實は昨年學校の先生たちの待遇をよくしましたときには、視學官が取残されたような形になつた。それは初めからわかつておりましたが、しかし一應學校の先生方の待遇をよくしてそれ以後から引續いて視學官の待遇をよくする方針でありまして追つかけて内務省と話ををしておりました。そこで、それも急にはできませんので、增員の際に二級官の割當を多くして徐々にその目的を到達したいと思つております。

観點に立ちまして、當局との連關係がござります。これは、當然であります。そこで現在の傾向といたしましては、何事も團體の力ですべてを押し切るというような傾向が相當強くなつてきております。これは勞働基準法からいいましても、當然でありますけれども、教職員は教職員は、議會を通じて正しく民主化するといふことが當然のことであると私は思つて當らなければならぬということにつきましては、やはりすべてのこと員としての相當なる信念と自覺とをもつて當らなければならぬということにつきましては、やはりすべてのことが議會を通じて正しく民主化するといふことが當然のことであると私は思つて當らなければならぬということを申します。そういう意味から申しまして、いろいろ團體協約の締結とかいうやうなことが相當に行われておられるようであります。これららの點について、最も適正妥當なる方法によつてすべて行われるといふことが、當然であると思ひます。これらの點について、當局としてはどういう御見解をおもちになつておられるか、伺いたいと思います。

いというようなことは、私どもとして非常に憂べきことであつて、これは産業における使用者と被使用者との關係と違つて、間に學生生徒、殊に幼少の兒童をさしさんで、裏には父兄をもつておるような場合に、そうして相手が文部大臣といふものであつて、必ずしも使用者でないものに對して龍業をするといふことは、多少的にはそれでないかというふうにも考えられます。その點については、私どもとしては法律上それが違法であるといふ點で責められるわけではありませんけれどもなるべくそういうことをしないで済むようというふうなことを、實は強く念願いたしております。ところがせんだつてのストライキの禁止のあとで、教員組合の方では態度を非常に改めまして、新文部大臣に對しては、まつたく紳士的な態度で闘争といふよりも、話し合いといふような態度で交渉をしてまいつたのであります。そして、その點先方の態度の非常に變つて立派になつたことを認める意味も加えまして、文部省と教員組合とがいづまでも戦闘的な闘争態形にあることはよろしくない。この意味においてからい短期間の團體協約といふものを結ぶことによつて十分意思の疏通をはかり、また自重もしてもらいたいという意味において、せんだつて團體協約を結んだわけであります。これは急速にしなければならぬ事情もありまして、私どもとしては相處不備の點もあることを自覺いたしております。今後はそいうふ點は徐々に改め、そうして闘争を相手に闘争するのかわからぬような氣がいたしておるのであります。文部省は決して教員を敵にまわして闘うという意思はないのであります。む

しき教員の先頭に立つか、あるいは教員のうしろ盾になつて、教育の内容の充實向上をはかるつもりでおるのあります。決して彼らを敵対視するつもりはないであります。ごく少數の人には、あるいは文部省なんかを相手にしないで、あれは鬭争の相手以外の何ものでもないというような考え方をもつてゐる者もあるかもしませんけれども、しかし全國の大多數の教員たちは心ある者は、今日平和國家を建設するのに、内部の鬭争で平和國家が建設できることは思つておらないと確信いたしておりますので、それらの多くの日本の國家の建設を精神的に擔つてゐる人たちと一緒になつて、鬭争ではなくして、十分なる協議によつて、教育界の改善をはかつていきたい心組であります。そういう協議のよくな意味においては私どもはできるだけ彼らの言い分をも十分に聽くし、また文部省の意圖するところも傳えるし、日本の國情のきわめて困難な事情もよく打明けて認識させた上で、一緒になつて日本の再建に邁進いたしたいと思つております。

ありますから、やはりその點は政府といたしましても、教職員當事者といたしましても、その邊の意思の疎通が十分にできるようにして、またそういうう機会をつくり、同時にまた何と言いましてもその身分の安定ということが根本でありますから、この待遇を十分に改善し、その待遇を前にも申したような工合に、物質的の待遇、精神的の待遇この兩方面より教職員を正しく待遇することによつて、これがほんとうの正しい文化國家建設の基盤になるよう御努力願いたいということを、希望として申し上げまして、私の質問を打切ります。

えているのです。しかし、これらの問題に關しまして、政府はいかなる對策をおもちであるかということを承りたいと思います。

○川崎政府委員　國家再建の上に體育事業の果す役割の重要なことは、ただいま松本委員が御指摘になつた通りであります。文部省としても、從来厚生省と二元的に取扱つておきました通りであります。去年二月に一本にまとめまして、一元的にこれを指導するという形になります。以来は、この經濟困難の状況にとかかわらず、各般の施策を進めておる状態であります。そこで御質問の點であります。ですが、體育の發展につきましては、従来日本ではいさか學徒偏重の體育というものが行なわれておきましたのを、今後は大きく一般の市民層、さらには勤労者の體育というような問題にまで、文部省の方針を擴げたいと思うのであります。しかしながら御指摘の通り、その重點といふものは學生スポーツの復興、あるいは學校教育の中におけるところの體育の普及ということをまず第一に考えて、そうしてその外廓におけるところの勤労者、あるいは一般市民といふものの體育も併せ向上させたい、こういふ考え方を強く堅持をいたしております。従いまして、今回の教育基本法の教育の目的の中に、人格の完成ということを言はずして、人間の育成ということを表現しましたし、また心身ともに健康な國民の育成を期すことを文句も加えまして、教育の中におけるところの體育の重要性の比重といふものを從来よりも一層に深めたい、こういふ考え方をもつております。

れを活用するかということにあると用うであります。しかして物のきわめて少くなつておる今日、日本の再建はやはり人によつてこれを行つといふことが、最も大きな要素になつております。考へるのであります。かかるに今日のこの道義の頽廃、特に青年層の昏迷は決して日本の再建のために有利であることは考へられないであります。健全なる精神は健全なる肉體に宿るといふことは、古くから言われてきてあります。スポーツ文化は、きわめて明朗であります。両親の前でも、子供の前でも、あるいは夫婦の間でも、オーナンシーに語られるのがいわるスポーツ文化であります。殊に道義の問題を、明朗なるスポーツによつてこれを高揚せしめるといふことは、先進諸國においては既に試験済みのことであります。

ば、一割五分にも達せざる少額のものであります。しかもこれがさらに各種のスポーツ指導團體に分配されますならば、これらスポーツ團體の總豫算の1%にしかならないというほど、きわめて貧弱なものであります。政府は一體これらのスポーツ團體に對するところの國庫補助金の問題に關しまして、今後どういう合意をお考えになつておるか、御意見を承りたいと思います。

○川崎政
府委員　ただいま御質問になりました前段の、非常に青壯年層のスポーツの振興ということが、國家重建の人的の原動力であるというお説は、私もことに同感であります。日本重建にあたつて現實的な大きな要素となつるものに、一方に産業復興運動あり、一方に精神部面における健康な生活運動といふものが提倡されなければならぬ。その健康な生活運動といふものの中に、大きな役割を遂げるものがスポーツ運動といふものが考へをいたしておるのであります。その點については、まことにお説と相一致する見解をもつてゐるのであります。從來のスポーツの占めておつた役割といふものをさらに擴充して、今アメリカの例で言わされましたように、國民のリクリエーション運動、人生を厚くする、厚生運動にまで續擴げていくべきではないか、こういう點もことごとく同感であります。最近各種の新聞の論説の中にも、日本厚生協會の民主的な肩替りといふをしまして、リクリエーション協會といふようなものを民間でつくつてはどうかという勸奨をいたしたことがあります。最近各種の新聞の論説の中にも、日本厚生協會の方でリクリエーション運動を精力に展開してまいっております。お

そらく本年の秋に行われます第二回の國民體育大會と並行して、リクリエーション大會を催すことに相なるのではなないか、その際におけるスポーツの役割というものは、非常に重要なものになつてくると思うのであります。これと関連しまして、ただいま後段の御質問の大日本體育會あるいはスポーツの民間團體に對する補助が少い、これもまたたくお説通りであります。いつも積極的に政府が補助助長すると私は思うのであります。二十年度豫算が四十九萬五千圓、それから二十一年度――これは大日本體育會に對する補助であります、二十七萬五千圓、第一回國民大會、昨年京都で行われました分に四十萬圓を補助いたしましたのみで、これではどうい大きな國民體育大會というようなものも、實質的な意味で華やかな、また盛大な大會が開催できないのではないかとさえ、私は感じておるのであります。しかしながら御承知のごとくこれは大藏方面の關係になりますが、政府の外廊團體に對する補助といふものは、國家財政の上からほとんど打切られておるにかかるわらず、この乏しい國家財政の中でも、とにかくスポーツの役割を重要に認めまして、雀の涙ほどではあります。しかしながらこれらが、補助を出しているといふ誠意だけでは、お認めを願いたい。かように考へております。しかしながらこれは認めまして、雀の涙ほどではあります。性から考えまして、できる限り今後一

つ努力されまして、そうしてこれらの諸團體に對するところの國庫補助金を復活いたしまして、十分に活躍のできるようになつて、善處されんことを殊に切望いたします。國民が青年という一つの年齢的エポックに達したときに、自分の肉體的成长の度を自分で計測できるのは、スポーツであります。自分の力を外部的標準で検査できるのも、これまたスポーツであります。しかしに今日これらの方々が、きわめて貧弱であることは残念であります。不健全なるところの娛樂場はどんづと見てきました。しかるにこれらの建設的面におけるところの設備、先ほど政府委員からも述べたように、各都市當局、市の當局といふものが、もう少し力を入れていただきよろしくお願いします。しかしながらこの傾向も、スポーツ復興に協力する各都市町村の當局の熱意といふものも漸次盛り上がり、ついで、殊に戰災を受けました都市あたりでは、復興計畫と並行して、綠地・計畫、あるいは競技場施設の計畫を漸次進めておる状況も多く見られまして、非常に心強く思はれております。運動用具の方の問題は、運動用具に對する六割の課稅は、昨年十一月に、中等學校以下の生徒の使用の分につきましては、私は考えておるのであります。運動用品と同様免稅になつております。この範圍を漸次擴げまして、中等學校の問題は、大學の方にも及ぼすといふことは、中には國民の必需物資に關連する面もありますので、相當慎重に扱つておられるといふよう

ことは勿論であります。文部省としても民間體育團體並びに各都市、町村に對するところの國庫補助金を復舊したいと、かように思つてます。しかしに、これらが、きわめて貧弱であることは残念であります。不健全なるところの娛樂場はどんづと見てきました。しかるにこれらの建設的面におけるところの設備、先ほど政府委員からも述べたように、各都市町村の當局の熱意といふものも漸次盛り上がり、ついで、殊に戰災を受けました都市あたりでは、復興計畫と並行して、綠地・計畫、あるいは競技場施設の計畫を漸次進めておる状況も多く見られまして、非常に心強く思はれております。運動用具の方の問題は、運動用具に對する六割の課稅は、昨年十一月に、中等學校以下の生徒の使用の分につきましては、私は考えておるのであります。運動用品と同様免稅になつております。この範圍を漸次擴げまして、中等學校の問題は、大學の方にも及ぼすといふことは、中には國民の必需物資に關連する面もありますので、相當慎重に扱つておられるといふよう

ことは勿論であります。文部省としても民間體育團體並びに各都市、町村に對するところの國庫補助金を復舊したいと、かように思つてます。しかしに、これらが、きわめて貧弱であることは残念であります。不健全なるところの娛樂場はどんづと見てきました。しかるにこれらの建設的面におけるところの設備、先ほど政府委員からも述べたように、各都市町村の當局の熱意といふものも漸次盛り上がり、ついで、殊に戰災を受けました都市あたりでは、復興計畫と並行して、綠地・計畫、あるいは競技場施設の計畫を漸次進めておる状況も多く見られまして、非常に心強く思はれております。運動用具の方の問題は、運動用具に對する六割の課稅は、昨年十一月に、中等學校以下の生徒の使用の分につきましては、私は考えておるのであります。運動用品と同様免稅になつております。この範圍を漸次擴げまして、中等學校の問題は、大學の方にも及ぼすといふことは、中には國民の必需物資に關連する面もありますので、相當慎重に扱つておられるといふよう

ことは勿論であります。文部省としても民間體育團體並びに各都市、町村に對するところの國庫補助金を復舊したいと、かのように思つてます。しかしに、これらが、きわめて貧弱であることは残念であります。不健全なるところの娛樂場はどんづと見てきました。しかるにこれらの建設的面におけるところの設備、先ほど政府委員からも述べたように、各都市町村の當局の熱意といふものも漸次盛り上がり、ついで、殊に戰災を受けました都市あたりでは、復興計畫と並行して、綠地・計畫、あるいは競技場施設の計畫を漸次進めておる状況も多く見られまして、非常に心強く思はれております。運動用具の方の問題は、運動用具に對する六割の課稅は、昨年十一月に、中等學校以下の生徒の使用の分につきましては、私は考えておるのであります。運動用品と同様免稅になつております。この範圍を漸次擴げまして、中等學校の問題は、大學の方にも及ぼすといふことは、中には國民の必需物資に關連する面もありますので、相當慎重に扱つておられるといふよう

うか、こうじうことのきつかけをつくりますために、私どもまことに微力であります。しかし、今後大いに努力をいたしてみたいと考えております。國際社會への日本の復歸ということは、政治的復歸いたしますことと前後いたしまして、文化の交流が行われなければならぬ。その文化の交流のおそらく最尖端に立つものは、オリンピック大会への復歸といふものを中心にしたスポーツの復歸である、かように考えておられます。何分ともに努力をいたしてみたいと思います。

○松本(龍)委員 次に伺いたいことは野球の問題でございますが、終戦後きわめて急ピッチをもちまして野球というものが再び廣く行われるようになりました。しかも日本における野球は本場のアメリカよりも、もつと徹底した普及状態にあるのであります。このときになつたりまして、かねて文部省において決定されておりましたところの野球統制令なるものは、「體どういうことになつておりますか。この問題に關しまして、簡単でもよろしうござりますが、ちょっと成り行きを承つてみたいと思います。

○川崎政府委員 野球競技に對する、文部省が昭和七年に、野球の統制並びに實施に關する訓令といふものを出して、學生野球、ひいては一般アマチュア・スポーツの健全な發達を、當時の情勢に基いて企圖いたしておつたのであります。これが文部省の意圖いたしましたところと實情において、はなはだ遺憾な點をもたらしたということは、率直に今日認めなければならぬことではないかと思ひます。そこで終戦後のスポーツの民主的なあり方といふものは、どうしてもこの官僚

統制を打破いたしましてスポーツを民衆の手に復す。従いまして他の競技團體がすべて全國的な組織をもつておりますのにかかわらず、野球競技のみは種々の關係から、今まで學生野球協會というような組織をもたないでまいりました。そこで文部省としても、野球の民主的な發達、自主的な發達のために、そういうものを持つるべきではないかということを側面からお奨めいたしました結果、最近學生野球協會というものが結成されまして、野球を主的に、かつ民主的に全國に普及するような組織ができ得ましたので、これらの方團體を通じて野球競技の發展をはかるということに、政府も助長、支援をいたしたい。こういうふうに考えております。

くということは、最も理想的なことであります。しかしながら先ほどからもいろいろと御説明がありましたごとく、補助金もほんと将來見込みがつかぬ。また現金特に私立學校の財政状態からいたしましてもこれが不可能である以上、せめてアマチュア・スポーツに對するところの入場料の課税を撤廃して、健全なるアマチュア・スポーツの發達に資すべきではないかと思うのであります。對抗試合におきまして、母校の勝利を念願して熱心に應援に出かけておるところの學生ですが、課税の對象とされておるということは、教育の精神からしても、きわめて殘念な事であります。プロフェッショナルの競技會と、また他の興行物は、興行自體によつてこれを商賣にして生活しているのであります。政府當局においても多分御承知であろうと思ひますがアマチュア・スポーツの競技會は、それが自體單に人に見せるための興行とは根本的に違うのであります。參加者が自分の努力の結果を他と比較するための競技會であり、日本の技術的並びに精神的の水準を、世界のそれと對比する唯一の機會であると同時に、方法なのであります。もしこの事實が缺けておつたならば、しかも課税を決定したその責任者が、ほんとうにアマチュア・スポーツの理念を解し得る機會をもします。アマチュア・スポーツ確立のためにも、健全なる體育普及のためにもこの際課税を除くべきだと私は考えます。アマチュア・スポーツ確立のうとしても課税がやむを得ないものであるとしたならば、その課税によつてス

ボーツ施設、あるいはその他健全なるリクリエーション等の普及發達に貢献し得る方面に、それを見てがうべきではないかと考えるのであります。政府におかれましては、本問題に關していかなる御所見をもつておられるか、承りたいと思います。

○川崎政府委員 アマチュア・イズムの昂揚ということに對しまして、非常に高い理想のお話を、先ほど來感銘をして伺いました。ことごとくお話のごとくであります。文部省としてもその線に沿つて解決をいたしてまいりたいと思うでございますが、この問題に對しましては、かかるて文部省の政治力といふことでありますと私考えておるのであります。文部省の政治力を、政府の内部において増強をいたさなければ、この問題の解決點に到達するのは、非常に遠いのではないか。かよう、政府面に力を入れないと考えます。

○松本(瀧)委員 まだたくさん質問したいこともありますし、またもう少し詳しく述べたいこともありますのであります。が、他にまだ質問者が控えておられるそうでありますので、ここで打切ることにいたします。どうか文部省當局におかれましては、先ほどから縷々説かれたその理想と経験に基いて、もつと勇氣を奮つて、積極的に日本スポーツ文化の高揚のために、努力されんことを切に希望いたしまして、私の質問を打切ることにいたします。

○椎熊委員長 午前中はこの程度にいたしまして、午後一時まで休憩いたしました。

○椎熊委員長 これより會議を開きます。休憩前に引續き質疑を繼續いたします。永井勝次郎君。

○永井委員 昨日來の質疑の折、席をはずしておりましたので、前質問者の質問箇所に對しましては、重複を避けてしまひりたいと存じておるのであります。が、あるいは重複にわたる點があるかもしれません、その場合は一つ御注意をいただきますならば、それを省きまして、次にお尋ねを進めてまいりたい、かように存じております。このかましまして、次にお尋ねを進めてまいりたい、かのように存じております。この学校教育法といい、先般議決いたしました教育基本法といい、教育の大きな改革をもたらすものとして、われくは期待をしておるのであります。その意味におきまして、この学校教育法も、學制改革の設計としましては、大いに見るべきものがあると、われくは思ひであります。ただそれは設計だけでありまして、この設計されたものをどういう地盤に立てようとしておるかということにつきましては、われくは大いに疑議もあり、また論議を集中しなければならない點があると思うのであります。でこぼくな地盤の上に、ただ紙に書いた設計がいいからといつてそのまま立てようとしておるのはないかという疑いを私はもつのであります。そういうような點で、私は具體的にこれからお尋ねをいたしまりたいと思うのであります。

がある 것입니다。また中学校についてみましても、これを義務制に移すということになりますと、第一校舎が非常に不足である上に、地域的に偏在しておりますので、その地域的な不足の状態というものは、一層ひどい状態になるわけであります。殊に戦災學校を見ますると、小學校におきましては全國で一千三百九十六校が被害を受けております。中學校でございますと全焼したのが五百八十一校で、ほなはだしい損害を受けたのが七百五十三校になります。少い上にこれほどの戦災を受けておる。そこへさらに人口は増加してまいつておるのでありますて、海外からの引揚げ、あるいは引揚げた人たちの地方への分布といふようなことで、國內的に見ましても、非常に人口の移動があるわけであります。ですが、具體的にこの六・三の義務制を布く場合に、これに充當すべき校舎の配置、そういうものがどういう状態になつて、どういう形のものが本年度の第一次次において具體的にできるのか。第二年次、第三年次においてはどういうものになるのかということを、具體的にひとつお示しを願いたいと思うのであります。

ちよつと申し上げましたように、もしも十分かしてもらう時間がありますれば、それらの實情も十分調査の上で出發いたすのが、責任あるものの態度でありますことは承知いたしておるのでありますけれども、昨日も申し上げましたような特殊の状態におきまして、日本の信用回復のためには、多少無理でありますけれども、昨日も申し上げました平均値をもつて何とか賄える見込みが立ちましたので、出發することになつたのであります。三月一日に學務關係の當局者に集まつてもらいまして、打合せをいたしましたし、明日には學務課長を集めまして、いろ／＼具體案について検討いたす豫定になつておるのでありますが、その際にも、今御指摘に興かりましたような、相當困難な事情も判明することと存じますので、私どもといたしましては、足りない教室につきましては、一時は小學校のものも多少は無理をしてでも借りるとか、あるいは中等學校の者に、少し不便であつても遠くから通つてもらうとか、臨機の處置をとりまして、もし必要ならば地方債を起す餘地のあるようには、内務關係にも大藏關係にも交渉いたしまして、便宜に取計らつていただきたいと思つております。實は戦災後のこまかい調査というものが、混亂の後でもありますし、人口の移動等も激しい時代でありますし、十分正確に報告を得ることがむずかしいのでありますて、大體の報告をもとにしまして、推定で計算をいたしておるところも少からずございますので、事實上は相當困難が豫想されておりますけれども、その困難を何とか克服して出發いたしたいと思

つております。具體的な實證的な事實を基礎にして出發しないという點についてはなはだ無責任のそじりは免れないと存じておりますけれども、この際一年延ばすということは、ほとんど不可能な状態でありますので、その邊は御諒承いただきたいと思います。

○椎熊委員長 永井君にちよつとお詣りいたしますが、委員外の丹野實君から發言を求められております。これは特にごく短時間に文部大臣から直接答辯をしていただきたいということです。文部大臣は一時半に貴族院へ参らなければならぬ豫定になつておりますので、發言中はなはだ失禮でござりますけれども、この際丹野君に發言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○椎熊委員長 御異議がないようでありますから、特に同君の發言を許します。簡単に願います。丹野實君。

○丹野實君 私は學校教育、それに関する體育、なかんずく一九四八年ロンドンにおいて開催せられますところのオリンピック大會參加要請について文部大臣に御質問したいのであります。敗戦後のわが國の青少年は、非常に混亂と昏迷のうちにさまよつて、いわゆる自暴自棄の状態にあることは、ひとしく世人の認むるところであります。この青少年に對して、また日本民族に對して士氣と希望を與え、そしてそれを通して民族の興隆をはかり、さらに世界の友好と親善を深めるためには、私はロンドンの一九四八年におけるオリンピック大會に、ぜひ日本が参加したいと思うのであります。スポーツと學問には國境がないのでありますて、オリンピック大會の精神からしまずならば、どうしてもこれは今度のオ

リーンピック大會の主體であるイギリス側も、賛成すべきであると思うのでござりますけれども、第一回の招待狀といふものはこの三月中に發せられたのであります。それは日本とドイツには來ないのであります。それは日本が占領されている國であるといふことと、非獨立國であるといふことが理由になつてゐるよう言はれてゐるのでありますけれども、前例といたしましては、第一次世界大戰の後の第一回のベルギーにおける大會、第二回のパリにおける大會に、ドイツは出場しなかつたのであります。というのは、あの大戰のためにベルギーフランスも相當時國土を荒らされて、極端な憎しみをもつておつたために、いわゆる主催國であるところのフランスとベルギーがドイツの參加を拒否したがためであります。しかしながら、第三回には主催國のオランダからドイツに對して參加を要請して、第三回のアムステルダムには、ドイツは參加しているのであります。こういう前例があるのでありますけれども、しかしながら、これは一つの慣例となつてゐるものであつて、獨立國でないものは參加できないといふ規則はないのであります。ですから、このオリンピックの慣例といふものもしばく無視せられ、そうして常識的に解決せられた場合が相當なのであります。殊にこのオリンピック委員會の中でも、最も發言權をもつておりますのは、アメリカの國內オリンピック委員會でありまして、アメリカの國內オリンピック委員は全部日本の参加を希望しているのであります。そうしてさらにこのアメリカの國內委員會を支配し、これを牛耳つているところのブランデージ委員長、フライツ

ブス体育協会書記長などは、日本が参加することを非常に期待しておつて、しかも日本とドイツのスポーツマンには戦争の責任はないのであるから、これを参加せしむべきである、こう申しているのであります。それで最近のA・P通信の報道によりますと、ブランデージ委員長並びにフイリップス書記長の語るところによりますれば、日本がオリンピック大会に参加できるかできないかということは、今の占領軍の最高司令官であるマッカーサー元帥の厚意ある考え方でつにかかるつて申されているのであります。それはこの前の第三回のアムステルダムにおけるオリンピック大会の時に、マッカーサー元帥は當時大佐としてアメリカ国内におられましたか、國內の選手団長としてマムステルダムに渡つた。しかもアメリカ國內からいろいろの寄附を集め、多大の關心をもつて選手團長として活躍されたばかりでなく、國內のオリンピック委員でもあられたのであります。だから國際オリンピック委員會でありますし、しかもこれを牛耳つておられるのは今申しましたブランデージさんとフリーデスさんであります。このような方々が、マッカーサー元帥にこれに對して厚意ある態度をとつてもららなければ、オリンピック大会に參加することは可能であると申されているのでありますから、私はどうしてもマッカーサー元帥にお願いして、オリンピック大会に參加できるよう申します。じからば日本には今オリンピック大會に參加できるような仕組ができるつておるかと申しますと、日本には現在體育協會があることは御承知の通りであります。そして陸上、水上各競技團體もございます、そしてまた現

に水上競技、陸上競技等も行われております。また、またオリンピック委員もおります。國內オリンピック委員会もあります。但しこれは國際的に認められているか認められないかという點については疑義がありますけれども少くともこの體育協会ありますけれども少くともこの競技團體あり、その他國內オリンピック委員會が存在しているということは疑い無い事實なのであります。古代オリンピックをこのように盛大になさしめたところのあのクーベルタン男爵はオリンピックの精神といふものは出場することであつて勝つことではないとということを申されておるのであります。このオリンピック精神から申しまするならばあらゆる國々の——少くとも戦勝國であろうとも、戦敗國であらうともあらゆる國々のスポーツマンといふものは少くともこのオリンピック大會に参加する、いわゆる出場する権利を持つておるものである。また從つて義務も持つておるものである。これこそがオリンピックの精神でなければならぬと考へるのであります。大體オリンピック大會に参加するためには、六箇月以前に招請狀が發せられることが最後のいわゆる參加、あるいは不參加を決定するということになるのであります。がさいわい最近の新聞あるいはラジオの報道によりますれば、對日講和會議は、マツカーサー元帥の厚意ある態度によつて、この秋に開始されるであらうと言つておるのであります。そうすれば、日本は獨立國になり、またこの國際オリンピック大會への參加の可能性も從つて大になるのであります。しかしながらこのオリンピック大

會に參加するためには少くとも三年の練習と準備が必要であります。來年のオリンピック大會に出場するためには、既に今から準備あるいは練習が始められておらなければならぬのであります。このような波弊のどん底にあえいでおりまする希望のない國家でありまするからこのオリンピック大會に參加することについても日本のお青少年は捨てておるような態度であり、國民もまたこれに對してはいわゆるあきらめをもつておるのであります。が、われ／＼は前に申しましたように、民族意識の高揚、それから民族の興隆、青少年に對する希望というようなことから考えまして、どうしてもオリンピック大會に參加できることが大體見透しがつき、そうして今から準備と練習が始まられるようにしてもらいたいと思ふのであります。そのためには、この體育の總元締めである文部大臣がマッカーサー元帥にお會いになつて、直接オリンピック大會に參加できるように懇請するか、あるいは連合軍の相當な有力者にお會いになられまして、政府としての意向をお傳えになりました、並びに政府もこのことに對しては眞剣に乗り出して、オリンピック大會參加をして、必ず實現できるようにしていただきたい。こう思うのであります。これは國際社會への復歸であり、しかも文化國家として起ち上つた日本としては、最も手近い世界への復歸であり、並びに世界の友好と親善を非常な動き、積極的な活動をお願いしてやまないのであります。私はこのお願いを申し上げるとともに、この質問が終りましたならば、山崎衆議院議長にお

院議長にも、國會を代表いたしまして、さうして山崎衆議院議長にも、國會を代表いたしまして、マツカーサー元帥にお會いになります。私は連合軍の有力な方にお會いになつていただいて、そしてこのオリンピック大會への参加を早めたい。こういう工合に考えておるものでござりまするから、どうぞ國會、政府ともに協力して、これにさらに民間の競技團體も参加して、一日も早く全國民の熱望してやまない國際オリンピック大會への參加を實現したいと思うのであります。○高橋國務大臣　四八年を期してヨンドンに開かれますオリンピック大會にも、わが國が参加いたしますことがあります。許されまするならば、國內的に、また國際的に非常に効果大きいことと考へておるのでございまして、ただいまお話を御趣旨は、まったく同感でござります。文部省もいたしましてはこの積極的に努力いたしまして、衆議院並びに民間の諸團體とも協力いたし、マッカーサー元帥がもし會つてくれまするならば、むろん會いもいたしましようし、他の有力者に面會を求むべきであるならば、これらの者にも面會を求めてまして、ぜひこの目的を達成いたしましたがために、最大の努力を拂いたいと考えておるのでございます。○椎葉委員長　よろしくうございますか。——永井勝次郎君の質疑を繼續いたします。

て發達するのであります。しかも教育が國家再建、民族復興の基盤となるべき重要問題であるという觀點に立つての學制改革でありますから、正確なことはわからぬにしても、おおよそその見透しといふものは、從來の實情伺いたしたいのであります。小學校の方の校舎の關係はどうなるか。由化から者えましても、つけらるべきは必ずであります。そこでさらに重ねてお伺いいたしたいのであります。小學校の方の校舎の關係はどうなるか。由學校の方の校舎の關係はどうなるか。由いう、およその見透しでよろしくうござりますが、文部省において知り得たる範圍において、また現在もつておられる計畫の範圍において、もう少し目視的的の見透しを承りたい。

數字上の問題でございまして、實際に
は教室が偏在しておるということは免
れないとありますて、現在その方
面の調査を各府縣に頼んで、どれだけ
足りないか、どれだけ設置しなければ
ならないか、どれだけの、たとえ工
場とか軍の建物を利用しなければなら
ないかといふようなことを聽取中であ
りますが、明日はその學務課長會議を
いたしまして、幾分の報告が集まるこ
とと思つております。さらに督促しま
して十分に調べまして、そうしてもし
もこれだけの建設をしなければならぬ
ということでありましたら、その費用
に對して何とかの措置をしなければな
らぬというように考えております。

日高局長から、無理をするということは免れないと言われたのですが、その無理をするということは、具體的に申しますならば、二部教授によるとか、三部教授によるとか、あるいは保健上の規模として不十分であつても、こういう建物を轉用するとかいうようは學級編成においてこれを考慮するとか、あるいは採光上、あるいは保健上、あるいは採光上、學校の規模として不十分であつても、こういう建物を轉用するとかいうような、具體的な案が一應なければならぬと思ふのですが、今建物の關係の調査が十分できていないとするならば、今言つたように、二部教授なり三部教授なり、あるいは學級編成において、一體どういふ運營上の具體的な考案をもつておられるのであるか、その點をひとつ伺いたい。

いと思うのであります。先ほどどなたからか御指摘のありましたように、現在の小学校の管轄は内務省にありますので、文部省といたしましては、内務省を通じて報告等を求めなければなりません。せん。教員の待遇問題等については同様でありますけれども、今日の通信運輸状態が悪いために、必要な報告等がなか／＼集まりません。これららの點で私どもといたしましては、最近の具體的な数字によつて計畫を立てることがむずかしいのであります。先ほど係りの方から申し上げましたように、昨年秋あたりに大調査いたしました。数字に基いて、不可能か可能かを考えたのであります。その調査によりますと、先ほど申し上げましたように、一クラスについて一・〇七の教室はどうにか間に合ひそうである。もちろんそれは平均でありますから、偏在しておる場所においては、非常な無理があることは考えられますけれども、しかし足りないのでなくて、何んとかとん／＼にいそうだという考え方から、若干の増築費等も考へ、實は出発しようとしたのでありますけれども、財政上それは不可能であるので、それもあきらめなければならぬよう情勢として、相當な無理を覺悟の上で、出發いたそうとするのであります。そういう點から、今申し上げましたような机の上の数字で實行できるかというお問合せに對しては、恐縮のはかないのありますけれども、しかし私どもとしては、これをやるのに、もし教室が足りなければ、二部教授でやつても、そうして各地の實情に應じた處理を講じてまいりうるというような話で、實は三月一日に教育民生部長の會議のときには請承を求めるまして、實行不可能な所が

あるならば報告をしてくれということがあります。相當時困難ではあるけれども、何とかできる見込みであるというような、報告も得ておられます。明日はそれについての具体的な報告についても聴取できると思います。二月二十六日になつて開議決定したもの、四月から始めるのでありますから、もとより無理は覺悟の上であります。皆様のおしかりをこうむることは覺悟しておるのでありますけれども、その邊の事情を御諒承いただければ幸いだと思います。

○永井委員 早々の場合でありますじとういう場合でありますから、このことについては多く申し上げたくあります。一層努力されまして、この與えられた條件のもとに、最善の善處を希望するものであります。何と申しますても義務年限が延長され、義務制となりましたので、その方面における無理が加重されて來ることは必然であります。義務制は新制中學一年だけではありますけれども、そういう一つの教育風潮のもとに、二年、三年の任意進學の方面においても、生徒數の激増してきることは當然豫期せられるところであります。その場合小學校と中學校殊に新制中學校のごときはない所が非常に多いのでありますから、そういうところを無理して新設しますために、それがかえつて外學校教育の方に悪影響を及ぼす。その中へ食いこんできて小學校の教育だけならば、十分に教育され、どこかよそで授業をやらなければならぬということが起つてきて、こ當分の間は、どつちつかずな、兩方

とも共倒れといふよくな教育の結果に心配されるわけであります。そういうやうな場合、文部省當局としては、一體教育のウエイトをどこに置くのか、六年の小學校教育の方に重點を置いてことは無理してもやつていいから。そしてその無理を多く新制中學の方にかけようとするのであるか、あるいは新制中學の方と、小學校と五分々にやつていいこうとするのであるか。そのやり方にもいろ／＼無理をしていくのであります。が、その無理のかけ方は一體どう／＼ふうな措置によつて、どうい考慮によつてこれをなさるお考えであるか、その實情をひとつ伺わせていただきたい。

○永井委員 次にお尋ねいたしますことは、學校教育法が實際的にどういう形において實施されるかということについて、教師はもちろん學生、生徒の間でもいろいろ不安をもち、父兄の間にもこれの見透しがはつきりしないので、現在混亂をしておるわけであります。が、東京都内におきましても、中學への入學志願者が、聞くところによりますと、都立の中學よりは私立の中學の方に非常に集中している。それは私立の中學においては從來の中學教育の課程において、學校の授業を繼續していくということのために、そちらの方に集中している。都立の方は義務制が實施されますために、全體として教育課程が低下するというような心配からいたしまして、都立の方面の志願者が少くなつてているという實情にあるということを聞いております。また都立の中學の教師側の希望といたしましては、一年生は義務制として新制中學の課程においてこれを教育するが、二年、三年は從來の課程においてこれを教育していく、こういふ方針を希望しているということであります。一つの學校の中で、一人の教師のもとに二つの性格の學年が一緒に學校經營の中にあるといふようなことは教育自體としても非常な混亂の過程をたどるのではないか。こう考えるのであります。が、この私立と公立との間ににおける學校差、それから一つの學校の中における學年の經營に對する方針、そういうものに對して、文部省はどういうふうにお考えになつておられるか、具體的にお示しを願いたい。

○日高政府委員 新制中學校の場合の
私立と公立との關係でございますが、
新制中學校の制度を布く場合に、一番
困難だと豫測されることは、御指摘の
ように東京都でございます。御承知の
よう、新制の中學校は原則は公立であ
りまして義務教育をする意味において
無月謝制である。こういう建前で進む
のであります、東京都における中等
學校は、大體三分の二が私立學校であ
りますで、三分の一が公立であるとい
うよろしくな状況にありますので、公立學
校を得ることは、急速には非常にむず
かしい。もしこれが東京都で實施でき
るならば、他の地方では何とか間に合
うであろうと、初めから論議されておりまし
たし、話もいたしましたが、御指摘
のよう、私立學校に對しては、いわば
長等とも、いろいろ打合せもいたしま
した。しかし、地域制によらなければなら
ないといふに對しまして、公立の方
では授業料をとつていけないと、か
ら、区域制による代りに、区域制をはず
すこともできれば、男女共學も必ずし
もしないで、學校の自由に任せてい
る。こういうよろしくな點から言いまして
今日の財政經濟の状態では、私立學校
が獨自で經營していくといふ點におい
ては、私立學校が非常に苦しい立場に
あるかと思ひますが、その他の點にお
いては、私立學校は比較的自由になつ
ております。制限が少ないのであります
て、その點で私立學校に對しては應募
者も相當あるかということを、初めか
ら豫想いたしておりました。このころ
の状況を聞きますと、やはり私立學校
も比較的多くの希望者があるよう聞

いております。もう一つ問題になりますのは、従来の中學校とか、あるいは高等女學校とかいうようなものが、新制の中學校になつてしまふか、あるいは新しい高等學校になるかの決定をしなければならない。ところが新しい高等學校の規格基準といふものを明示するまでにまだ至つておりますので、おそらく私立學校については、非常に迷惑だと思います。その去就に迷つておるような所も相當あるかと思います。その意味でもつて混亂をひき起しておるようなことは聞いておりますので、私どもとしては非常に心苦しく感じておるのですが、一舉に新制の中學校と新制の高等学校とを同時に出发することがむずかしいものでありますから、その規格基準は同時に明示することができます。それができませんでしたので、混亂をよけいて思つております。お詫のありましたように東京都の都立の中學校の中には、一年生は新制でいいけれども、二年三年はわくにはまるけれども、もとの中學校の校長の指揮下にあるといふふうなことや、あるいは新制の中學校の校長のもとに二年、三年も入れてしまふというようなことにつきましては、いろいろ希望や論議があることも聞いております。その邊は相當もりを押しきらなければできませんので、机の上で原則をきめて押しつけるわけにいきません。その地方々々の實情に應じて法律には申しませんけれども、できるだ

けむりを少く處置をしたすように相談いたしております。それから私立學校も、公立學校もこれは申すまでもないことでありますけれども、教科課程は同一で出發いたしますので、教育内容は、義務教育たるに變りはないことになつております。

○永井委員 善處をお願いいたしておきます。師範學校の教育についてでは、前質問者が觸れられたそ�でありますから、この點は省略いたしますが、先ほど來申しました通りに、學制改革の過程において非常に混亂をしておりましたために、師範學校の將來というものがどうなるかという不安のもとに、新聞にも出ております通りに志願者が非常に激減して、募集人員の半分にも達しないというところがほとんどであるようであります。これらに對しても早く明確にして、學校當局あるいはこれに志願する生徒たちの方途を昏迷せしめないように善處方を希望いたしたいと思うのであります。

次にお尋ねいたしたいのは、小學校における單級複式學校の問題であります。統計によつて見ましても、單級複式學校が非常に多いのは、廣汎な地域をもち、人口の少い北海道であります。これに該當するのが三百九十二校あります。本州方面でも五百七十二校ほどあるようであります。これらの學校が一人の教師によつて一年生から六年生までを受持たれると、ふううことでは、十分な教育をすることができないのであります。殊にこういう地域に在住する兒童といふものは、生涯の間、教育を受けるといふ機會は義務教育の期間だけであります。そのほか文化的ないろいろな惠澤には、まったく浴することがないのであります。

すから、せめてこの義務教育においてだけでも、全國的な水準における教育を施すことにならなければならぬと思うのであります。今度の學制改革においては特にこういう方面的の考慮が必要である。殊にこういう學校と新舊中學との結びつきといふものが地域的な條件から非常に困難性が伴つてゐると思うのであります。どこかへ通わせようとするならば、どうしても遠距離を通わせなければならぬ。どこかの學校に集中するならば、まず寄宿舎を用意しなければならぬ、ということになります。これがもし經濟的な實力が許されるならばアメリカのように通學バスを出して、そうして何十キロといふ遠距離を兒童を運ぶということともできるわけでありますか、日本の現状においては、これができないのであります。こういう關係を、文部省當局においては、どういうふうな教育的な考慮を拂われているのか、それをひとつ承りたいと思います。

においては困難が豫想されます。複式の學校は二十萬學級のうち約一萬六千五百二十六あるそうであります。こういうことは文明國としては、はなはだ殘念ながらはずかしい次第でありますけれども、しかし今日の事情は御指摘のありましたように、遠くから通學することも不可能でありますし、また學級の程度の違つたものを別の先生が教えるといふようなことも、實情において不可能な状態にありますので、これら點については、できるだけ今後とも改善の方法をとりますように、そうしてこれらの中級を教える者に相當の負擔がかかることも考えましてできるだけそれらの教える教師たちを優遇もいたしますし、援助もいたす方向に努力いたしたいと思います。

教師の養成にも相當時間が必要りますので、これは特例に考えまして、勅令をもつて義務教育の施行期日を規定するよういたしてございます。十分研究いたしまして、少しでも粗漏の少ないよう實施いたしたいと思つております。

（えお題） みは學校内容の加減についてであります。一、學校舍の問題は、こういうように非常に困難な、無理な状態において出發するのであります。これらの状態を補つて行く、この學校の内容の施設であります。從來でさえ校舎があつて教員があれば、學校教育は十分であるというような考え方あるのは、經濟的な餘力がこれをなさしめる、というような現状のもとにおいて、がらんとした空家のような校舎の中で教育が実施され得るということについでは、われく實に慨嘆にたえないのです。ありますが、たとえば化學教育、物象關係の授業にいたしましても、酸素・プラス水素イヨード水というようなことを黒板に書いて、そしてそれを暗記させることを試験管もないといふ学校が實に多いのです。義務教育、今度の學制改革については、單に六・三・三制の制度を布いたから、それで完全だというのではなくして、その質的な内容の向上ということを期さなければならぬと思うのであります。そういうような意味において、特に今後は學校の内容の施設について特段な考慮が拂われなければならないと思うのであります。教鞭物、器具であるとか、學習用具、そういうものの製造の現在の状態、それからそれらの配

給の状態、あるいは學校施設に對しては、文部省が考へておる方針といううようなものをひとつ伺いたいと思います。また校舎にしましても、學校の内容の施設にしましても、文部省は單にこれ／＼という指令を出すだけ。たとえば、今度の學制改革のごときのも、この法文をつくれば足るといふようなことで、これを實際實行するのは、貧弱な財政の市町村の義務において、これを實行しておるといふような状態であります。が、校舎も内容の施設も、地方のこういうような負擔力の少い市町村の負擔に、今後とも放任していくくお考えであるか。放任していくとするならば、せめてこういうふうな、いろいろな薬品であるとか、そういうたいるて、配給も十分に行き届くよくな努力がされなければならぬ。こう思うのであります。が、これらについての現状、將來の方針、そういうものをお伺いたいと思います。

な状態にありますので私どもいたしましては、配給その他の機構につきましては、できるだけ教育に向けるものについて、政府もあるいは民間のものも、一般にそれに尊重の念をもつて優先的に配給してもららうように努力いたしたいと思つております。敗戦の結果ではありますけれども、今日の日本を復興させるものは、現在戦争にも責任のある私どもの力というよりは、何かも知らなかつたこれから来る若い人たちの力によつて、日本は再びこの情ない状態を——失禮いたしました——盛り返さなければならぬと懸つております。これについては、私どもとしては教育に唯一の望みをかけております。それで、萬難を排して、私どものあとから来る者のために、喜んで踏み臺になつていただきたいと思っております。その邊實に情ない状態であることは、私どもも十分承知いたしておりますが、どうぞ今後とも、私どももむろんいたしでもあとから来る者が勢よく伸び上つて、そうして日本を昔の、あるいはそれ以上のいい國家に仕立て上げるようになつたしたいと思つておりますが、しますけれども、議員の皆さんも、御鞭撻いただきたいと思います。

ような、大人の勝手氣まなた計畫のものに子供が放任されておる。あるいは化學の實驗の用具にしましても、あるいは子供のいろいろの衣料、はき物の地帶におきましては、雪が降りますとほとんど學校が休校になるのであります。そういう學校が農村地帶には多いのです。理由はなぜであるかというと、はき物がないのです。ゴムぐつなり、そういうはき物がありませんために、通學することができぬといふような實情におかれています。あるいは冬季間になりますと小さい方の下級學年の兒童は、席にいて小便を漏らす。夜になると寝小便を非常にするというよだんな状態。これはなぜであるかというと、洋服だけ外に着ているが、下着がないから、下着を着ていない。零下二十度といふほどに下る寒地帶において、下着を着ないで子供たちが學校に來ている。それが健康上にも非常な影響を與えている。冬季間がそういうよだんな状態でありますから、學習方面においても、十分果すことができないというよだんな實情にあるのであります。われくは單に學校内の施設ばかりでなく、これを取巻く兒童のそういう生活環境の整備というよだんなことでも、教育に携わる者といたしましては、一層の努力をしまして、そして乏しい中にも子供たちが希望をもつて、自分たちの生活環境の中から將來に伸びる一つの力を自分の生活の中に融かしこんでいくよう、そういう生活を、われくは護つていかなければならぬと考えてゐるわけであります。一層の努力を期待

したいと存じます。 次に教科書であります。が、教科書は現在どうなつてゐるか。これはどなたかがお聞きになつたかも存じませんが、これが去年のようなことになしに、間に合う状態にあるのか。一年から六年まで、あるいは新制中學の一年、義務制になる範圍の學生にこれらが行き渡り得ているけれども、紙がなくて印刷ができないといふ状態にあるのか。そういう教科書に關しての大體の御説明を伺いたいと思います。

○ 藤木政府委員 教科書につきましては、實は六・三・三制を實施することを豫定いたしまして、大體六・三・三の部分まで研究いたしまして、その編纂の方は準備が進んでまいっているのでござります。しかしお言葉にもありましたように、一番難點は紙の問題でございまして、この期に教科書用紙といたしまして割當になつておりますのは、約三百萬ボンドぐらいでござります。それではこの全部の印刷をいたしますのに、十分の一にも足りないというような状況でございまして、この紙の問題には文部省もいたしましても非常に困つてゐるのでございます。それでこの教科書用の紙のために、既に御承知と思いますが、新聞社の方にも御協力いただきまして、新聞紙にまわす紙を教科書の方にまわすというような次第で、約六百五十萬ボンドぐらいいは確保できるような状態でございます。それでも全部の印刷ということには、とうい間に合いませんので、全部の教科書を一時にそろえるということができませんから、重點的な科目につきまして、できるだけ早く整えていこ

う。そして初めは新學期の始まりと同時に全部そろえたいと思つておりますが、とうてい現在の状況ではできませんので、漸を逐つてできるだけ早く全部の教科書を印刷して届けていきたいと思つております。

○永井委員　學校教育について、もう一つ附け加えてお尋ねいたしたいと思います。今の段階におきましては、経費その他の點からなかなか困難だと思ひますが、行く／＼はなるべく早い機会においてハイスクール、あるいは大學等の進級を一年制にしないで、半箇年制にしてはどうか。半箇年制は、世界各國がもうやつてゐることであつて校舎その他の關係からいつても、若干の施設をすれば、相當収容力なり何なりを多く殖やしていくのでありますし、いろいろな事情によつて就學の機會が遅れた者が、一年待たなければこれに就學できないというような、非常にスローな状態に置かないで、六箇月ごとにしたならば、日本においてもその可能性があると思います。これらについてと、それから大學、高校の二部教授制を採用してはどうか。この二點についてお考えを承つておきたいと思ひます。

○日高政府委員　進級の半箇年制度と、いうことについては、實は正直に私申し上げますが、考えたことはあります。これらの點については關係者ともよく研究いたしまして、もしそれが非常に長所があり、また實行可能であれば、そういう方向に向つて努力いたしたいと思います。それから大學及び高等学校等の二部教授制という点につきましては、多少考えたことがござりますが、大學はできれば今後の日本で夜間の大學生というようなものも必要

僚たちもそういう意見をもつております。同じく、難な場合には、働きながら學ぶような途の開かれることが望ましいと考えております。まだ確實に出發できるまでに至つておりますが、徐々に夜間の大學でも、また今後は高等學校等においてもパート・タイムはもちろんのこと夜間の高等學校でもできるようになつてしまして、教育上の機會均等を極力はかりたいと存じております。先ほど御質問の際に取亂しましてまことに相済みませんでしたが、私どもとしては御質疑のあつた點をよく心にとめておきまして、できるだけ御趣旨に副うようになります。

○永井委員 次は教員の問題であります。これは待遇その他については御質疑があつたことだと思いますので、その點は省略いたしまして、教師の養成機関の問題、これも先ほど質疑があつたそうであります。この豫算には臨時教員の養成をやつているようではあります。ですが、この臨時教員の養成というのももちろん暫定的なものであろうとは存じますが、どのくらいの教員の數を豫定しておられるのであるか。そしてこれらについて御伺いしたいと思いま充については、その後どういう再教育方法を講ぜられるお考えであるか、これらについて御伺いしたいと思いまます。それには働きつつどういう再教育

育が最大限度に効果をもつような方針を講ずることが、大切だらうと存ずるのであります。そのためには、從来のように單に講習會を開く、あるいは研究會を開いて特設授業をやるとかその批評會をやるというような、千遍一律な方法ではなしに、もつと職場に立つた、身につくような研究の方法の改善が必要であろうと考えるのであります。従つて地域的に研究學校を指定して、あるいは從來の師範學校の附屬校のような性格をもたして、その地域における中心となる研究をして、そししてそこへ教師が行つて何週間か何箇月か研究をやつて、それを學校へもたらつて、それをさらに傳達していくといふようなことを、必要であらうと思うのであります。そういうようなお考えがあるかどうか。

じような観念的なことを、ぐる／＼回りをやつておるのであります。そこでいうことのないようになりますために、相當大規模な教育研究所を設置するとか、その他一つ／＼を積み上げていく表機關が必要でありますので、學會の発表の方法が、教育界全般として行わられるような方法を講ずる必要があるのではないかと思うのであります。それで、その他の一つ／＼を積み上げていく雑誌のようなものをか、そういうものを發行されるお考えがないかどうか。それからもう一つは、教育基本法の場合においても少しく觸れたのですが、それが、教員の政治運動の問題であります。研究と實際運動の分野といふものは、そぞ明確には線を引くことはできないことであろうと思ふのであります。研究と實際運動の分野といふものは、單に教科書の受賣りだけであつて、實際的な政治のことすら口にすることが從來できなかつたのです。が、何と申しましても、從來の教育のを、ほんとうに眞剣にやつていきますならば、教育といふものが、その底には政治につながつておるということが、これはもうやつていけばはつきり把握できるわけなんであります。たとえば教育が重大である、こう言ひながらも、教育費といふものは、いずれの階級の學校の場合におきましても後回しになつて、掛聲だけであつて、實際的な教育活動ができないような豫算の編成にしかなつていない。あるいは児童が學校の中においていろいろ／＼教えられることが、家庭において、あるいは社會において、これが育てられるのではなくて、壊されていくような社會の生活の實情であるというようなことを考

えてまいります場合には、どうしても教育をほんとうにやつしていくのには、立つて、教師自身がどうしても教育と結びついた政治研究、あるいは政治活動というものは、これは切り離すことのできないものだと思うのであります。ですが、これに對して文部省においては相當手厳しい限界をおいてあるようでもあります。しかし、この體驗を通さない一つの觀念的な教育なんてものは、これは力のないものでありますので、どうしても從來われの教育の面においては、缺けておつた政治教育の問題を、今後一層強化しなければならぬ場合、ます教師自身の政治的體験を豊富にもたらせるということが必要であろう。その過程においては若干の行き過ぎがあり、若干の過ちがあるかもしませんが、これは教養のある教師のみずから時間的な経過と、その後方からそれを指導し、善意をもつて監督するといふようなことによつて、これらの事柄が是正されていくのではないかと思うのであります。これらは教員關係の問題について「括して一つ御答辯を願いたい」と思ひます。

大體において學校といふ組織體がそぞうあるいは學生が、個人として自分のものもつてゐるための政治教育をしたりすることがいけないというのであります。教員のように、政治とか教育とか、一應は教育の内容が政治から獨立していくて欲しいし、また教育の内容に政治的闘争といふものが持ちこまれることは願わしくないことがありますけれども、昔のように政治と教育とがあまりに截然と區別されてしまりますと、兩方が遊離してしまつて、政治には教育的の考慮が拂われないし、教育者は政治について無關心になるようでは、やはりいい教育も、いい政治もできないと思いますので、お説のように昨年あたりも、政治における教育の優先ということが議會で滿場一致で決議されて、また政府もそれに非常な意ひをもつて答えていたがら、現實においては教育に對する豫算といふものが、はなはだ私どもとしては理解しにくいほどの、わずかなものきり組まれていない。そうして私どもとしては非常に大切であると思ふ學制改革の出發點においてもほとんど經濟的理由のみでそれが阻まれそのうな情勢につつたことは、率直に申しますれば、私どもが政治において教育がほんとうに尊重されているかどうかを疑いたいような氣持がいたすくらいいであります。しかしむろん今日の特別非常の例外的な状態でありますから、國民が飢ゑかかつてゐるときに立派な教育をしようといふ事柄が非常にもずかしいのであって、現實にそれが兩立できないので理論的に必ずしも立できないわけではないのであります

今日の日本を再び立派な國家に育て上げるために、何といつても教育が必要なのであります。この點においては、私どもとしては、教育に對して政治方面の方で、一層の助力と鞭撻をいたしたいと、ふうに考へてゐる次第であります。従つて教育者が一定の政治的見解をもつて、自分の本分と矛盾しない限りにおいて政治的自由を行使することは、私どもとしては決して阻む心持を持つておりません。

うことは、ほんとうの再教育を受けられることもできないといふので、これについては日下大藏省とかけ合い、相當多額の費用を豫備金から支出してもらうように交渉中であります。ある程度見込みがあらうかと思つております。もしそれが實現されますならば、むろん現職のまま、ある者は三箇月、ある者は六箇月くらい特別な教育を受けられるような方途を講じ、むろん短い講習会みたいなものもしますけれども、それに止まらないで、少し落ちついて教育を研究し、また反省するような方途も講じたいと思つております。教育研修所のことについてのお話もあります。たけれども、これは私どもこもともまだ思ひます。アメリカの人たちと接觸して、私が常に感ずることは、アメリカの人たちは教育の科學と教育の技術に、相當重きをおいているように印象を受けます。私どもはある程度の知識や経験があれば、親切と一種の直感があれば、それで済むもののように考えやすいのでありますけれども、アメリカの人たちの話を聞いてみると、やはり科學的な統計的な、實證的な研究を十分積んで主觀的な判断を是正するやうないわゆる教育の科學といふものが、教育をほんとうに育てるためには必要だということを力説しているようであつて、その邊、私どもも十分反省しなければならないし、用意もしなければならないと考えております。でも、御指摘のような教育研修所といふものも財政が許せばできるだけ早い機會に立派なものつくついてきたいと考えております。教員にとつての意見の發表機關等についても、これは必要だと考へておりますが、むしろこれは教育者の連盟とか、もし健全に育

互いの研究、修養、識見等の發表の機關誌が、教員組合などの機関誌が、主として役立つことが願わしいのではないかと考へております。それらの關係者と連絡のあるときには、できるだけそれを話して、お互いの諒解の下に、援助し、またでき得る限りの助長をしていきたいと考えております。

○永井委員 我が國で一番缺けているのは、社會教育だと思います。社會教育の對象となるのは、今まで多く育てられてきた青少年、成人、婦人などである。

うふうになさるお考えか、お伺いし
い。 次に青少年團のこととは、大きい施
はGHQから抑えられているといふ
もあるが、何としても團體的な訓練
する。お互いに切磋琢磨し合う年齢
にあるから、軍隊的な組織といふ從
のあり方のものではなく、修養ある
はスポーツ等に結びつくことによつ
ての組織と活動とを促進する、何ら
の方法が講じられねばならないと思
ますが、これら青少年團に對するG

うふうになさるお考えか、お伺いし
い。 次に青少年團のこととは、大きい施
はGHQから抑えられているといふ
もあるが、何としても團體的な訓練
する。お互いに切磋琢磨し合う年齢
にあるから、軍隊的な組織といふ從
のあり方のものではなく、修養ある
はスポーツ等に結びつくことによつ
ての組織と活動とを促進する、何ら
の方法が講じられねばならないと思
ますが、これら青少年團に對するG

大學のところに「大學においては、公開講座の施設を設けることができる。」とか、「公開講座に關し必要な事項は、監督廳が、これを定める。」とかいうような項目を設けまして、積極的に大學を社會一般の大衆に對しても開放いたしたい所存でございます。それから圖書館等についても、できるだけ内容を充實すると同時に、圖書館を掌つておる人たちの待遇もよくしまして、できるだけ立派な、社會的な關心ももち、見識もあるよう人の圖書館長にえられるように、將來取計らいたいと思つて努力中でございます。それで圖書館や公民館とくいうようなものを中心といたしまして、地方の文化の促進にあたるとしております。むろん博物館等についても同じ趣意でございますがこれにはなか／＼實現は困難だと思いますが、御説のように博物館等もたゞごく少數の者だけに利用されるのはなくて、もつと公共性の富んだ經營のしかたに向けたいと思つております。それからラジオ等につきましては、放送局とも關係を現實につけておりましてできるだけ教育場面を擴げて、教育の機會を多くいたしたいと思つております。映畫等も、むろん學校教育において映畫が使えるようになれば、最も願わしいのであります。學校教育のみならず、一般の映畫館においても、教育的にして、しかも興味のあるようなファイルが作製されて、上映されるようにならうに計らいたいつもりであります。青少年團についての御質問でありますけれども、實は青少年團といふものが、過去におきましては自治的な、自發的な修養團體として、下からもく／＼と盛り上つたと申しますよりは、ある種の指導者が中にはいつて青少年を合

して、ある方向にそれを導いたといふ。そういう傾向もないとは申されませんのでは、そういう點がおそらく司令部としても、一種の警戒の念をもつて見て、いろいろな意味でなくて、ほんとうに自主的な、自發的な修養機關としての青少年團であるならば、相當の諒解は得られる見込みでござりますの。そういう心持をもつて誤解のないよううに、しかも十分なる諒解のもとに青年團等も発達させていきたいというような心組で、現在のところ對處いたしております。これは相當呼吸がありりますので、今のところ情勢を静觀していくような状態であります。

の他に任せておくべきものではなかろうと思うのであります。この二つについて伺います。

○日高政府委員 育英會費の運営のこととござりますが、これはたしか法律で定めておりまして育英ということとの目的がはつきりいたしておるのであります。いわゆる英才の教育といったところも、むづかしかつたあんばいです。ですから、これを無制限に學資が困難である者に貸してやるというようなことを、しかし現在のところでは、大体日本育英會の理事長並びに理事たちと十分話合ひをいたしまして、あまり劣等な者に國家の費用を貸すということでも、法律の建前上いきませんので、劣等な者はいたしませんが、大體にてクラスの席次で、いいますと半ば以上の方に對しては十分考慮して、大幅にそれを適用するように方針をかえまして、それから御指摘のように物價が騰貴いたしておりますのに、育英會費といふようなものがあまり僅少であるときには、借りただけで、悪く言へば不面目な借り方をして、しかもそれが役に立たないといつたような印象をもつてではないかといふ憂えがありまますので、そういうことをできるだけ防ぎますように、はつきり記憶いたしませんが、月にたしか二百七十圓程度のものは貸し得ることにする、それからを特殊のものには、それ以上も貸し得るように規定をかえました。それから本部でもつてすべての選考をするわけにはいきませんので、中等學校以下のものについては、各府縣の支部に任せさせて、そこから推薦をしてもらうようになっています。その割當については相當時科学的な綿密な割當をいたしました

各府県の應募者を募るようになつておられます。今後は相當社會政策的な意味においての教育獎勵というようなことが期待されると思つております。孤児の教育でござりますが、戰災その他外地引揚げ等の事情でもつて、義務教育を受けることの困難なような事情のあります者につきましては、國庫が補助をいたして修學の徹底を期するようになつております。二十二年度の豫算のうちで戰災孤兒は大體一千五百人ぐらい、外地引揚げ等の困つておる児童が約一萬人ぐらいあるかと思いますが、これらの者に對しては、親のいないようなものは集團的に合宿させまして、生活の安定をはかると同時に義務教育も施していくたいという考え方であります。

基盤に教育があるということを、眞に把握していきますならば、どういう苦しい中からでも、これ以上は誰がやつてもできないだろうと思われるだけの教育費を割くことは、可能であらうと思ふのであります。現在の状態においては、これができておらない。殊に教育基本法を定め、あるいは學校教育法を定め、その他教育的な、革命的ないろいろな施策をなしたという呼びかけと、法文に現われたこれらの事柄といふものは、まことに重大な内容を持つておるのであります。その重大な内容を具体的に、財政的にどれだけ國はこれを具體化したかという點にいきますと、われくはまたく憤慨にたえないのであります。文部省當局としては、もちろんこれでは不満でありましようが、もとく文部省が最初に提案された豫算といふものは六十八億であつた。それが削り削られて、十億足らずの八億でありますか、それだけに縮減されてしまつたということでありますから、最初から文部當局が計畫された事柄の何十分の一ぐらいより問題にならないといふ結果に終つてしまつておることは、文部當局に對しては同情を寄せるのであります。また國の教育の將來ということを考えました場合に、われくはこの點について教育の諸問題の縮め括りとして、どうしても教育財政の問題は眞剣におのも、分興税によつて半額を違つた形において出して、そうしてそれが財源

いたいと思うのであります。小学校においても事務職員を置くことになつておりますが、これも事務職員を置くこと約等によつて規定されておるので、その休暇の日にも相當多くなりますから、その點についても、さらに多くの増員を必要とすること、新制中學、小學校、これを含めたところの學校職員の數といふものは、非常に増員になります。従来でも一人について一圓の給料を殖やすといつても、全體をまとめますと相當な額になるからというので教員の待遇改善と巡査の待遇改善は、これは量的になかゝ財源が生み出せないということで、待遇が遅れていたのであります。さらには從來よりも非常に義務教育關係の職員の數が殖えてまいりましたならば、待遇の改善、學校施設、その他教育費關係における將來の見透しというものは、非常に困難になつてくる。量は殖えたが質は非常に低下するという方向をたどるのではないか。事實師範學校の入學志願者においてもその通りであります。あるいは經濟的力をもつてゐるアメリカあたりにおきましても、教員の待遇は非常に低くて、そうして下の方の教員は女教師が中心であつて、常に異動が絶えないというような状態になつておるのではありませんが、日本のよくな政狀態においては、一層そういう傾向がひどくなつて、義務教育は九年になつたがありませんして、こういう學校教育法が實て教員の質も下り、教育全體として質的な低下を來すという結果になるのでないかということを、心配するのであります。また女教師についての生理休暇とかも、勞働基準法その他團體協約等によつて規定されておるので、その休暇の日にも相當多くなりますから、その點についても、さらに多くの増員を必要とすること、新制中學、小學校、これを含めたところの學校職員の數といふものは、非常に増員になります。従来でも一人について一圓の給料を殖やすといつても、全體をまとめますと相當な額になるからというので教員の待遇改善と巡査の待遇改善は、これは量的になかゝ財源が生み出せないということで、待遇が遅れていたのであります。さらには從來よりも非常に義務教育關係の職員の數が殖えてまいりましたならば、待遇の改善、學校施設、その他教育費關係における將來の見透しというものは、非常に困難になつてくる。量は殖えたが質は非常に低下するという方向をたどるのではないか。事實師範學校の入學志願者においてもその通りであります。あるいは經濟的力をもつてゐるアメリカあたりにおきましても、教員の待遇は非常に低くて、そうして下の方の教員は女教師が中心であつて、常に異動が絶えないというような状態になつておるのではありませんが、日本のよくな政狀態においては、一層そういう傾向がひどくなつて、義務教育は九年になつたがありませんして、こういう學校教育法が實

施されるということには、その裏づけとして絶対にこの教育財政の確立といふことが必要であり、この教育財政の確立なくしては、教權の確立も望めないといふことになると思うのであります。もし許されるならば豫算折衝の間におけるいろいろな論議の實情等についても、この場合ぶちましていただくなれば幸いに存じます。

○日高政府委員 教育財政が獨立いたさなければ、ほんとうの意味の教育の自主性といふものが確保されないといふ御意見は私どももまつたく同感であります。そういう意味において教育財政の獨立のためには、たとえば教育税というよろんなものが課し得るよろな制度が必要だと思いますが、その點になりますと財政や税制その他の全般的的問題とか何んでもまいりますので、文部省限りでそれを決定することもできますが、それらの點については文部省といたしましては、御指摘のよろな方向に向つて、あらゆる努力をいたしたいと思つております。教育費のバーセンテージでございますが、これは大體昨年度が全體の豫算の二・二%で、今年が大體四・四%ぐらいだということを聞いております。かりに教育費と銘打つて出なくとも、それと性質の同じよろなものを加えましたところで、大藏當局の話しますところでも、やはり六%以上にはならないらしいよろな話であります。實は私ども官吏の一人として、財政當局とかけ合つた経験がございませんので、はなはだ無力でありまして十分な御期待に副うことができなかつたことを遺憾に思ひますが、全體として教育といふものが後

回しにしてもいいものだというような考え方を、これはいわゆる官僚ばかりでなくして、大臣の皆さんもそういうふうに思つておられるのではないかと、現ん教育だけが大事なのではなくて、現在食糧の配給がうまくいかなかつたり戦災を受けた者が住めなかつたり、外地から歸つて來た者が職がなかつたりするというような、それら應急の措置が必要であつて、十分に手がまわらないといふ實情もございましようし、軍事費はなくなつても、終戦處理費といふものは、負けた日本としては當然負わなければならぬ義務なんでありますが、こういうものも相當多額に上つております、しかも生産はあるがならないし、收入の見込みがないというような状況でありますから、大藏當局としては、そう簡単に教育のためだからといって金を出すことはできないのであります。ようけれども、全體の日本の現在の政治における教育の重みというものが、非常に足りないのではないか。こういう點は私どもも、むろん責任がありますけれども國民全體としても教育をうまく育てることについて一層の努力が必要だということを痛感いたしております。分與税のことなどにつきましても、私もよく存じませんでしたが、分與税といふものは本來教育のためにわけ與えられておるものだが、ほかに流用されて目的まで到達しないで横流れになつてゐるといふようなことも聞きました。はたしてそういう事實がどこにあるかは存じませんけれども、もしそういうことがあるとすれば、本來の目的とは違つたところの分與税が使われているということは、はなはだ遺憾でありますので、そういうことのない

思つております。國庫の負擔の問題であります。實は私ども今度の出發點においては、義務教育費は國庫負擔でもつて一本にして出發いたしたい所存であります。けれども初めはその方針でかけ合つたのであります。行政機構等の改革や、あるいは税制の問題とか、そういうものとからみ合いまして、それを固守いたしますと、實行不能に陥るおそれがありますので、從來のような妥協をして出發したわけであります。御趣旨については、私どもできるだけ國庫負擔が實現いたします。よう努めにおいての半額國庫負擔で、一應意味を固めたいと思います。もつとも國庫一本で負擔をするということについでは公平なる意味において、多少の難點があるようなことを考えている向きもあります。それは地方の教育は、本來は地方で背負つて立つのが當然だ、それを國庫でもつて負擔するようになれば、地方の教育に對する熱意が、あるいは殺がれるかもしれない、また無責任になるかもしない。そういうような點で、國庫負擔に對しても、公平な立場にいる人で、多少の異論を唱える人はありますので、それらの點は、なおよく検討を要すると思いますが、私どもの考え方としては、義務教育は國が國民を育て上げるという意味において、國庫負擔になつたならば一層有力でないかと思つておりますが、御趣旨の點も十分考慮いたしまして、今後のことを探りたいと思つております。

思つております。國庫の負擔の問題であります。實は私ども今度の出發點においては、義務教育費は國庫負擔でもつて一本にして出發いたしたい所存であります。けれども初めはその方針でかけ合つたのであります。行政機構等の改革や、あるいは税制の問題とか、そういうものとからみ合いまして、それを固守いたしますと、實行不能に陥るおそれがありますので、從來のような妥協をして出發したわけであります。御趣旨については、私どもできるだけ國庫負擔が實現いたします。よう努めにおいての半額國庫負擔で、一應意味を固めたいと思います。もつとも國庫一本で負擔をするということについては公平なる意味において、多少の難點があるようなことを考えて居ります。それは地方の教育は、本來は地方で背負つて立つのが當然だ、それを國庫でもつて負擔するようになれば、地方の教育に對する熱意が、あるいは殺がれるかもしれない、また無責任になるかも知れない。そういうような點で、國庫負擔に對しても、公平な立場にいる人で、多少の異論を唱える人はありますので、それらの點は、なおよく検討を要すると思ひます。が、私どもの考え方としては、義務教育は國が國民を育て上げるという意味において、國庫負擔になつたならば一層有力でないかと思つておりますが、御趣旨の點も十分考慮いたしまして、今後のことを探りたいと思つております。

今さらあらためて申すまでもないことでございます。それにもかかわりませず、現在は制度についても、設備についても、ほとんど放任されておるような状態で、ただいまの施設では、幼稚園とそれから託児所と合わせまして適齢児童の約一割五分くらいしか収容できませんが、こういう點につきまして、文部省としてはどういうような御計畫をおもちでありますか、伺いたいのであります。

次に從來幼兒の教育は、文部省所管の幼稚園と、厚生省所管の託児所と、この二本建になつておつたのでござりますが、今後これはどういうふうになつてまいりますものですか。その兩者の間にはこれまで差別的の感情をもたせられておるような感じがしたのであります。これがもし一元的になりますが、せんよ、でございましたら、年齢でもわけられまして、満三歳以上を幼稚園、それ以下の小兒を託児所の方で扱うという工合になされはいかがかと存じますが、どんなものでござりますか。

それから次に、小學校に續きます箇年だけは、義務制にしていただきたい、こう思うのでございますが、その點はいかがでございますか。また私立の幼稚園というの、ただいま随分たくさんあるのでございますが、これは殊に經營が困難のようでございますので、これに對する経費の補助というような點についてはどういうふうにお考えでございますか。

それから保姆の待遇でございますが、殊に私立幼稚園の保姆の待遇は、まことに同情にたえないようなものでござります。

域に行き、小學校の方の先生に變つた
りするようなことが多いようでござい
ますが、何とか適正に國家で待遇を保
障していただくようにできないもので
しょうか。なおそういう保姆と申します
とか、今度は教員となつておるようで
あります、が、養成機關が、ただいまま
では官立のがたつた二つだけで、あと
は全部私立でございまして、幼兒を託
しますに、その資格が十分あるという
ことは考えられないでございますが、
こういうような児童教育のために、も
つとそういう養成機關を殖やされた
いのですが、養成機關についてははどう
いう御計畫でござりますかといふこと
を伺いたいのでござります。以上幼兒
教育につきまして數點御意見を伺わせ
ていただきとうございます。

所にいたしましても、それ／＼該當齢者の一割に満たない者しか現在収容いたしておりません。それを就学前一年間を義務制にするということは、またときに、理想であつて、私どもはそういう方向へいくよう、現在の幼稚園に実していつつ、ある程度それができ上がったときに、義務制というようなことを考えてみたい。今はまだそれまでの準備期間ではなかろうかというふうに考えて、これから一層努力していただきとを考へておきます。託児所と幼稚園を一元化したらどうかということは、その方面的の当事者たちの輿論でございまして、私どももちようど學校教育法なり、あるいは厚生省で兒童福祉法といふものが計畫されておるようでございますが、それをつくるときに、兩者で十分に話合つたのであります。何とかして一元化できないかということを話合つてみたのでございますが、しかし、それでも大體似たような勢力でもありますし、まだいざれも一割以下といつた收容児童數でござりますので、この際はまずお互いにどちらでもよいか、自分たちの機能を發揮して、児童教育のために盡そう。そして保育内容については、厚生省の方でもできるだけの援助をしてもらおうといつたところで、今折れ合つて、兩方とも並列していくという状態であります。將來の問題についてはお互いの力關係が強く

なるにつれ、何とか善處解決していかなければならぬと思うのであります。こうう状態であります。國家財政の現在の情勢が六・三・三さえむずかしい状態でありまして、公立の幼稚園さえ補助その他ができない際でありますので、私立の幼稚園の補助等につきましては、國家として十分なことができることを非常に殘念に思つておりますけれども、將來この點にも財政的の援助を得たいと思つております。

保母の待遇の薄いことにつきましては御説の通りであります。まことに残念に思つておりますが、「一つは御指摘のように、保母の養成機關と申しますか、その方の整備がないために、保母というものが程度が低いということから、待遇が低いということもござります。従つて保母を養成することが非常にこの際大切な問題であることはまことに同感でございまして、將來教員養成の機關についていろいろ、文部省で計畫研究中でございますが、その中の一環として、保母も入れてもらおうといふように考えて、大體小學校、中學校の先生と同じ程度の學校を出た者が一番正式の保母であるといったふうにいきたいものだと考えております。

○森山委員 せいかく御助力をお願い申し上げます。

○椎熊委員長 松原君。

○松原委員 文相率直にお尋ね申しますが、實はこの國歩艱難の間に、教育費を潤澤にとつて文教の基礎を新たにすえ直そうというようなことは、至難のことであることを、われくは十分認めるのでありますけれども、しかし國防なき文化國家の建設には、どうしても文教を基本にすえなければならぬ。これは總理大臣の施政方針の演

説にも、たび／＼言われたのであります
が、それにもかかわらず、昨年度以
來の實際面に現われたる豫算の文化方
面への分配が、非常に貧弱なことは、
先刻も日高學校教育局長からのお話の
あつた通りで、われ／＼は實に殘念に
思つてたまらないのですござります。し
がしこれは單なる財政上の問題ではなく
くして一つの政府の性格の問題ではな
いかとすら私は思います。と申しま
すことば、昨年も――これは一應取消
された言葉でありますから、繰返すこ
とは遠慮いたしたいのでござりますけ
れども、大藏大臣は率直に言えど、今
日は教育などする時じやないというこ
とを言つておられる。今は教育などし
ておられるような時でない、食うこと
が先だ。資材もなければ「一切の物もな
い、學校も建たない、教員の待遇もで
きない、教育などしてはおれない時だ
」ということまで、放言しておられるの
であります。これは一應取消されたと
はいうものの、その後に現われまする
實際を見ますと、どうも文教方面に對
する熱意は非常に薄弱であるのであり
ます。これは私は現内閣の性格ではな
いかと思う。そういう面が多量にあ
る。これを何とかして性格を一變して
でも、文教の振興に向つて積極的なる
態度をとらせなければ、日本の今後の
世界に対する新憲法の宣言の上から申
しましても、相濟まぬことだと私は信
ずる。そういう意味におきまして私は
文相の政治力の今後の最も旺盛に發揮
せらるることをば希望する一人であります。この意味から申しまして、前田中
文相はまことに立派な力でございまし
たが、教育の中立性を説かれて、そし
て政黨に入ることをば拒否せられてお
つたと私は承知いたしております。私

はこの態度に對しては、いろいろ意見
もありましまよが、よろしくないと思
う。政黨が何で悪いか。今後の政治は
どうしても大きな政黨をバックにしな
ければ、實現の可能性がないのであり
ます。そうして政黨の政策の中にこれ
がゆたかにふだんから織りこまれてお
らなければ、政黨に籍のない大臣が
突然閣議に六・三制を持ち出しても、
結局軽く扱われてしまつて、孤立無援
の姿に陥るのであります。いくら高い
理想を描いておりまして、ふだんか
ら議論としてこれが確定し、政府の一
つの性格としてこれを抱懐しておら
ない限り、この實現の可能性は非常に
薄いのであります。こういう意味にお
きまして、私は強力なる政黨を背景に
もつ文部大臣でなければ、今後の文教
の振興はできないということを思う。
政黨は正しいものであり、よいもので
なくしてはならないのであります。そ
ういう意味におきまして、文化人、哲學
者等の強い理解をもつ人が政黨の内部
におつて、常に政黨の淨化、向上進展
をはからなければならぬのであります
が、この意味におきまして、現文相
は文部大臣と政黨との關係をどうござ
るになるか。また文相個人としても、
政黨に黨籍をおもちになる御意思があ
るかないかを、私は率直にここでお聽
きしておきたい。これは將來の文教の
進展に、政治力いかんということが非
常な大きな問題になることを私は痛感
しましたので、實は眞先に伺いたいと
思つておいでを願つたわけであります
す。

つてゐるのであります。この學校教育法を實施いたしますにつきまして、まことにわざかな豫算しか計上せられなかつたということ、その大きな原因の一つは、私の力の乏しいということにあつたことは、むろん私も考えてゐるのであります。しかししながら政黨に籍を置かない私といたしまして、やや満足に思われることはだん／＼開僚諸君におきましても、教育の重要性ということが認められることになります。最初はこの案の閣議を通過いたしますることすら、ずいぶん危惧されましたのであります。意見はありませんでしたものの、とにかくこれが閣議を通過することになりました。初まりは文部省から出しましたところの六十八億の豫算というものが、全然削除せられてしまつたのであります。とにかく少いながらも八億なにかと申しますと、六十億、あるいは多く見積りますると、百二十億というような數字があがつているのであります。だんだんこれらの點において理解が深まつて行くべきではないかと考えられております。全體の豫算に對しましては二十億、それから第三年度におきましては六十億、あるいは多く見積りますると、百二十億というような數字があがつているのであります。そこで、他の閣僚たちも、明年度においては二・二%でありましたところのものですが、これは見積りようによつていろいろであります。本年は四・四%といふのが、これが見積りようによつていろいろであります。物價騰貴その他の點を考えますと、それはまことにわざかな豫算を計上せしめることができます。增加率に過ぎないのでありますけれども、さらに今後におきまして諸君の御支援を得ますならば、さらに多くの豫算を計上せしめることができます。

般六十八億の六・三制實施に關する豫算がつぶれたということを聞きました。時分に、われくは非常に驚きました。急遽院内にありまする文教振興議員聯盟の幹部の召集をいたしまして、各黨から一名づつの幹部が大藏大臣に面談しまして、講和談判に臨む日本の態度としては、いかなる貧乏の中からでも積極的な平和文化に貢献する日本の精神ぶりをば、見せなければならぬ必須の要件になつておるのである。六・三制の問題は、アメリカの示唆でもあり、國民こそつて期待しておるのであるから、たといいくらでもよろしいから、踏み出しの一歩をばこの際につけておかぬという法はない。資材がない人がない。いつまで待つたら資材ができるか、いつまで経つたら人が整うか。それは百年河清をまつにひとしきり。そういうことは待つておれないから、とにかくわれくは乏しいながらも、どんな貧乏でも教育はやるという必死の意氣ごみをこの際に示したいといふので、大藏大臣に迫りましたところが、その時分の大藏大臣の言葉の中に、こういう言葉があつたことを、私は聞き捨てならぬと思つております。文部省は將來嵩んでいくところの教育費に對する、まだ自信をもつておらぬといつたような言葉があつた。これは私は率直にその場で文相にもお傳えいたのであります。文部省の要求がまだ迫力をもつた要求でないといふ輕いあしらいが、常に大藏大臣の口のはしから上ることを、實に遺憾に思つたのであります。文部省の要求がまだせんけれども、ただいま文相が、將來は理解もついたから、何とかわけて貰えるのじやないかといふ期待をもつと

いつたようなお言葉に對しては、私は非常な遺憾をもつのであります。その態度はよろしくない。大藏省に行つて頭を下げて、主計局長にお百度踏んで豫算を貰つてくるといふような態度は私はよろしくないと思う。これは大藏省に命じて出さすべきである。大藏省は一つの勘定奉行に過ぎない。政治はその局に當る者が全身の努力を傾けて必死の要求で實現を命ずべきものであつて、その費用は、大藏省はこれを數字的に計算すればよろしい。頭を下げて貰つてくるといつたような態度が續く限りにおいて、私は教育の振興はできぬと思う。日本の將來は、國民文化を高める以外に立つ瀬はないのであります。國民文化は、當然その中に生産を含めたる文化であります。が、その意味におきまして、日本の國民の素質が今日非常に低下しつつあることは、もう御承知の通りと思うのであります。私どもはこの際日本の教育を、もつと積極的な迫力のある、自信のある、情熱のある理想の高いものに轉換しない限り、日本は滅びるという悲觀をもつものであります。現に今日、教育者はあらゆる方面に希望を失つてそうしてこの混亂期において一つの空白状態を出現しておる、そうして一介の労働者であることを、みずから高誇しておる。私は決して労働者をさげすむのではございません。労働者は一つの技術者であります、労務の提供者であります。が、教育の労務といふものは、單なる物の上に現われる労務でなくして、その精神の中に無限の權威と價値とを含んだものでなくてはならないのです。しかるにもかかわらず、一労務者としての態度の上に、今日學如としておる姿がありはしないか。現

私は先般偶然都下の知人の家で、國民學校から歸つた子供が言いますのに、きよう先生は僕らに、お前らを一時間教えて五錢にしかならない、五十人だから二圓五十錢だ、五時間教えてこれで、それがお前らを教える費用だ、俺の賃金だ、それで食えると思うかと子供に言つたということあります。實に私は悲惨な言葉だと思う。お前らを教えて一時間五錢にしかならない。そういうことで一體教育ができるものかどうか。それは勞務者として、教師がみずからそろばんはじいて考えるならばそれでもよろしいが、いやしくも子供に向つて教室でさような放言をして、みずからをさげすんでおる。その姿の上に私は亡國の徵があると思う。こういう教育をいくらされても、日本は救われません、斷じて救われない。私はこの際文相が身を挺して日本の教育の建直しの上に、必死の御努力をくださらんことをば、切望するものであります。それはただ文相だけではない。政府全體がその意氣にならなければならぬのであります。今の政府は、この點においてはびつである。非常に文化的要素を欠いておる。私はそれを實に遺憾に思う。殊に政治力の上におきましても、率直に申せば、ぎりりく切羽詰まるところまで押しこまれなければ、教育の待遇改善もできないといふような姿があるのである。なぜ先手を打たないか。教育優先の原則は議會でとつくに決議しておる。その優先の原則に従つて出そうというところの研究費も、遂にお流れになつた形になつておつたのであります。どうやら最近に十二月分の研究費は片がついたやうな姿であるのである。なぜ先手を伺いたい。私は研究費の名にかり

つたような態度は、きわめて悪いと思ふ。そういう観道を通つてはいかぬと思う。これは邪道であります。今日ほど教育者に研究を要する問題の多いことはないのです。民主教育のあり方、農村生活のあり方、農村學校の建て方、その他青年教育等、いろいろ數限りもない問題が眼前に横たわつておるのであります。そういう方面はまつたく閑却されておつて、單なる待遇改善の要求に向つて、獅子奮迅の全勢力を傾けたる鬪争をやつておるだけであります。もちろん食わなければなりません、食わせなければなりません。議會も教育優先の原則は、はつきり認めておるのでありますから、その優先の原則に従つて、官吏並以上の待遇はとづくの昔にとつてやらなければならぬのであります。それができないために、今日かよくな邪道に陥つてしまふことを、私は痛感いたしました。研究費のことが、今文相から大蔵大臣の諒解を得たというお話がありましたので、やや心を強ういたしますが、私はこの點につきまして、ここに積極的な轉換を切望するものであります。

○高橋國務大臣

ました六・三制実施に伴いまする六十八億の豫算が削除せられました當時、大臣の言われました言葉は、何と申しましたかはつきり覚えませんが、文部省にはこれを實行する自信がないとか、誠意がないとかいうような點でござります。當時私は教育刷新委員會の一員として、文部省の意見、文部當局の意見をただ聽くことができたのみであります。これは文部次官を通じて刷新委員會の席上において聽いたのでありまするが、實際において、少くともこの案を二十二年度から實施に移すということにつきましては、文部當局においてはよほど難色があつた、こう申してよがろうと思うのであります。相當準備期間をおかなければ、とうていこの大きな改革を行うことはできないうといふ意見をも、確かに私は聞いておつたのであります。しかしながらその後になりますと、文部當局は非常な熱意を示しまして、どうしても今年度からこれを實行しなければならぬという固い決意をもつて進んでまいつたのであります。私が就任いたしました當時におきまして、まず第一に決心を固めましたことは、どうしてもこの案を實行に移さなければならぬ。たとえ少ないながらも、追加豫算の中に、これを實行するに要する費用を、幾分でも計上してもらいたいと考えまして、私はまだ親任式も行われない時であつたのであります、新聞記者團との會見におきまして、これを明瞭かにいたしましたのであります。さいわいにして先ほど

過することに相なり、わざかながらも八億何がしを計上することができますが、それで、本年度から實行に移すことができることに相なつたのであります。それには、この法案の通過を希望してやまない次第であります。

それから先ほどお詫の、私の言葉が非常に弱過ぎる、大藏當局に對しましてあまりにも卑屈な言葉であるといふお言葉であつたのであります。實際におきまして、もう既に豫算はでき上がりまして、ただ追加豫算として幾分の要求をすることができるということであり、それからまたこれから先のものは豫備費と申しますか、この中から支出する、こういうようなことになつてゐるのであります。そのためには私の態度もよほど、何と申しますか、卑屈というほどのことも自分では考えないのであります。幾分下手に出るといふようなことに相なつてゐるのであります。もし私がこの任に留まつておりますならば、むろん教育立國の原則を掲げまして、堂々大藏當局にも迫つていかなければならぬと考えてゐるのであります。

それからなお研究費のこと、十二月分の給與の點にもお觸れになつたのであります。教員連と稱します教員組合と、田中前文部大臣との間のいきさつは、よほど田中氏を惱ましておつたとみえまして、打明け話をすれば、事務引繼の際——これはごく短時間のうちにに行われた事務引繼であつたのであります。ほかのことは何にも言われませんでしたが、ただこの十二月分の給與の問題について、特に話をされたのであります。しかしながらこれは新しい事情の變化によりまして、どうも

十二月分の給與を今日支給することに努めいたすことが、はなはだ困難になつてきているのであります。ただいまお話をあつたのであります。それよりは、むしろ六・三制度の実施につれて、教員の再教育を施さなければならぬ、研究費を出す必要がある。こう考えましたので、この點を力説いたしまして、大藏大臣とも交渉を進めたのであります。大藏大臣もこの點を諒とせられまして、教員自身の手にはります金というものは、きわめてわずかなものになりはしないかと考えられるのであります。その代りにこれらの人々の研究に役立ちますところのものを多くいたしまして、新しい制度をより有效地に実行させるに役立たせたい。こう考えておるのでありますが、近く實現せられることと思ひますしまた教員組合の代表たちもこの點を諒としてくれるだろうと思われるのであります。決して自分達の手にはいる金のみに重きを置いて、かれこれ言うことはあるまいと考へておられます。具體的な案をもつて、彼らとまだ交渉はいたしてはおらぬのでありますけれども申し足りない點があるかも知れぬのであります。一應の御答辯を申し上げた次第であります。

○松原委員 積極的な研究計畫の方はどうですか。

る官吏服務紀律、そういうものが一般に適用になるわけでございますし、私立學校その他の任免につきましては法規上だけの問題でございます。それ以上のこまかい點は、先の問題にございます免許状の問題以外にはいたさないつもりでございます。

○松原委員 しかし先般文部大臣が教員組合と團體協約を結ばれたことが新聞に傳わつております。これによると一日の授業時間數、一週間の勤務時間數、その他こまかんな點まで労働協約として御締になつておるようでありますが、これは地方で監督に當る監督廳の權限を侵害するおそれはないか。文部大臣がかくのごとき協約をお認めになつた以上は、地方の監督廳はこの範圍においてのみ、この教員たちを指揮命令する權能しかもたれないことになる。かよなこまかんな點でも文部大臣が協約をお結びになつて、はたして地方の自治は動きがとれるかどうか。私はこの點についての御意見を承りたい。

○鶴木政府委員 勞働協約を全教協及び教全連労働組合と締結いたしましたのは、事實でござります。その中にお説のように、文部大臣が直接に協約の当事者となめ得るかどうか、その點について相當の疑問がある内容があるのをございます。その點は實際上締結のその内容によりましては、地方長官の権限に屬することであつて、文部大臣がさしきめましてもそれは地方長官を拘束する意味でない。事實上の拘束はいたさない。ただ労働協約者相互の間の約束というような意味合において締結いたしておるのでございます。具體

一週四十八時間制というのは、労働基準法によつてきまりまして、やはり學校の教員にも適用になるわけでござります。それについて大體四十二時間といふのは、日本の小學校の教育については——いわゆる國鐵の労働協約等については、休みの時間を含むといふことになつておりますが、教育者については、給食の時間といえども、事實は休みでないのございまして、兒童とともに食事をし、遊んでやることも休憩時間と考へられませんので、大體ほんとうに學校においてやる時間を拘束四十二時間ぐらいに認めまして、なお事實問題といたしましては、學校から歸りまして夜間にも準備をしたりいろいろ實は特別の勤務に服するわけでありまして、そういうふうな意味において、實際學校にいなければならぬ時間を四十二時間といたしたのでござります。

て申しますが、一體學校の教員の雇傭者は誰であるか。文部大臣がはたして雇傭者であつて、會社や銀行等の事業團體が労務者をば使用しておるところの責任者として、法の定めるところによつて労務者との間に締結する労働協約と同じ意味に、文部大臣と教員とが扱われるものであるかどうか。事業會社工場等は、その收入において社長等が經營の責任において支出することができますが、國家の教員と、文部大臣が雇傭者のごとき地位に立つて、かようない協約をして、はたして眞の效力があるものかどうか。またこの拘束をさらに進めて都道府縣の知事と都道府縣の組合との協約の内容にまで立入つて、かよしなな協約を結ばれることが、はたして越權でないのであるかどうか。

この點につきましては既に現におやりになつておりますからして、よくこの自信をおもちになつておることと思ふのであります。が、その點につきまする明確なる御答辯を願いたい。

○高橋國務大臣 國體協約を締結いたしましたにつきましては、私初め文部省におきましては、この陰鬱な教育界の空氣を一掃してしまいたい。この際にはある點まで譲歩いたじましても、教員を明朗な氣持に立ち還らせ、鬭争態勢を解いて、教育者の面目を發揮して十分兒童の教育に邁進せしめたい、こういう考え方で協議を進めてまいつたのです。たゞいまお話の點につきましては、もっぱら中勞委の解釋に従つたのであります。なお詳しいことは代表と直接折衝の任に當られました鶴木次長が出席しておられますので、その方からお聽取り願いたいのであります。官公吏の雇傭者は、法律的に解釋いたしますれば國であり、國民を代表

する議會ではないかと思いまするが、その交渉相手どいたしましては、文部大臣がなつて差支えないと解釋によつたのであります。この點において、中勞委とまつたく同一と申しますか、むしろ中勞委の解釋に従つたのであります。お言葉の足りませんところはどうぞ政府委員からお聽取り願いたいと思います。

したり、またその規定の内容について必ずこういうふうに規定せよといふうな意味合のものではございませんから、各府縣におきます教員組合が、地方長官と労働協約をいたします場合に、大體の参考になるようことを、一應この労働協約をきめたのであります。決して地方長官の権限を侵すという意味合ではないであります。その點御諒承を願いたいと思います。

○松原委員 私は官僚支配から思つて民主的方面への大轉換をするのでありますからして、教員組合の意旨をくみとつて、今後天降りの人事等が行われることに對しては、満足するものであります。ただしかしこの際われ／＼が考えなければならぬことは、こういう場合には、えてして行き過ぎの行爲があるのです。今回締結せられましたところの團體協約の中には、教員の罷免、轉勤、視學官の罷免、學校長の任用、罷免、轉勤、本人の意思にあらざる轉勤及び休職、退職、その他いろいろな問題が、今後地方における人事委員會の審議によつて決定する。もちろんこれには重視せよと書いてありますが、決定が重視せらるべきことになりまして、任免その他に非常な手數を煩わす。あるいは午前中伊藤委員から質問申しましたように、集團の力によつて一種の横暴も偏ったる處置も行われないとも限らないおそれもないのではないかと考えるのであります。しかもこの協約は、ただいま文部省においては一つの情實的な意味合のものであります。ならば正々堂々と御締結になるが好いし、歩くもさような情實的なものを答えでありますするが、どうも私はそれが意に満ちません。合法的なものでもあるならば正々堂々と御締結になるが好いし、歩くもさのような情實的なものを

入れないでおやりになるがよいと思ひます。しかし、よほど自信がないようなお話であります上に、この有效期間は、なぜ締結の日から六箇月としたのであるか。また六箇月の期間の満了一箇月前に、いざれよりも改廢の意思表示がない場合はさらに六箇月間有效とする。なお改廢の意思表示がある場合でも、新協約が成立するまではこの協約は有效であるということになつていい。何ゆえに六箇月間というような短期に限つて、これをときめになつたのであるか。自信のあるものならば、別にこんな短期に限る必要はない。また短期と限つておつでも、この二十五條によれば、これはいつまでもひっぱるものであります。こういう意味において、一體かよなうな協約はどういうこととを意味するものかといふことを伺いたいのであります。

思かどうか。現に今回協約を結ばれて
いるのでも、全教協と教全連の方とで
はその内容に若干相違があると思う。
そういうふうに違つたものをお結びに
なるというと、行政上不統一を來す懸念
念があると思いますが、そういう懸念
はないでございましようか。

○高橋國務大臣 ただいま私どもが交
渉いたしております團體は、およそ三
つございます。ただいま御指摘になり
ました二つのほかに、大學、高專の教
員組合がござります。これもまた協約
の締結を要求してまつてゐるのでござ
ります。前の二つのものほど、まだ
まとまつたものにはなつてないので
あります。が、打明話いたしますれば
昨日もこの議會が終りました後、遅く
まで私に面會を求めまして、およそ七
時半ごろまでいろいろ意見を交換いた
しましたのでござります。數項の點におい
て約束をしてもらいたい。大體一致を
見ました點においては、署名をしても
らいたい。こういうことであつたので
あります。が、昨日は署名いたすことを
拒みまして、そのまま別れたのであり
ますが、一致を見ますれば、やがてこ
れらのものとも協約を締結することに
なるうと考えます。もしこれらの三つ
のもの、あるいはこれから出てまいり
ます他の數箇のものとの間に、締結せ
られました協約の相違があるといたし
ますならば、私の解釋をいたしますれば、いわゆる最惠國條款式のものが適
用せられるのではないかと考えてある
のでございます。

ました研究費のことき、事は豫算に關係する。豫算の審議權は議會にある。議會を無視して、豫算にないものをお約束になりますと、それは議會の審議權を侵害することになる。そうして行わぬことになる。われくは教育優先の原則に従つて、いう附帶條件をつけて、助け船まで出してやつてあります。遂にこれは片がつかないで、次年度に持越してやるようになつたといふ今のお話をあります。ありますて、それでは私は文部省の権威は地に墜ちると思います。さういう豫算等の、文部省だけではなく、ものならぬ問題まで立ち入つて約束なさるような態度は、今後固く御遠慮願いたいと思います。それは非常に困る問題だと私は思います。これはこれだけに打切りますが、私はここで一つ特にお尋ね申し上げたいことは、定時制の高等學校の性格問題であります。今回學校教育法をば、一元的に、系統的に、非常に簡素につくり上げられましたことにつきましては、私は満足に思うものであります。高等學校が三種類にもなつておつて、定時制の高等學校といふものが置かれているのであります。この定時制の高等學校の性格は、一體何であるかを、私ははつきりお伺い申し上げたい。高等學校の性格については、第四十二條に「高等學校における教育については、前條の目的を實現するためには、左の各號に掲げる目標の達成に努めなければならぬ」として、一、二、三とあるのであります。どうも一は定時制高等學校の青年に對する教養の目標としては、當らぬと思ひます。「國家及び社會の有爲な形成者として必要な資質を養う」ということは、これは指導者級に當るものであ

ると思います。二は「社會において單個性に應じて將來の進路を決定させ、一般的な教養を高め、專門的な技能を習熟させる」。この中には勤勞青年、働く青年、勞學一體の境地に置かれない青年、勞學一體の境地に置かれないと私は思ひます。三の「社會について、廣く深い理解と健全な批判力を養い、個性的確立に努めること」、これは共通の條件であらうと思ひますけれども、これは私は定時制高等学校に當る廣い意味の目標ではないかと思うのであります。文部省で今回お出しになりましたこの新學校制度實施準備の案内等によつてみましても、どうも文部省のお考えになつてゐる高等學校の内容は、全日制の高等學校が基準であつて、その基準と同様程度において定時制高等学校の内容をも、豫期せられておるよう目に用いられるのであります。私は一昨日來この高等學校の教科内容に對する御豫想を刷り物によつていただいたのであります。もちろんこれは結構であります。しかし、高等學校としましては、この程度の内容を要求せられることは當然であります。しかし、その要求がやがて青年學校にも、ある制限を置かれて、その程度においても全日制と同一基準で要求をせられているのではないかとえば定時制の設定とともに、現在の青年學校本科は廢止されることになります。定時制は教員の點においても教育の程度においても全日制と同一基準で置かれておるのであるから、生徒も原則的には全日制と同一基準で學習すべきである。従つて卒業資格も全日制のものと原則的には同一であるべきであ

るが、修業年限は全日制よりも長くあります。一體高等学校である以上は定時制であろうと全日制であろうと、大學に行き得る資格を與えるといふことはあります。しかし、私は否認いたしません。そうなつてよろじいものであつて、教育の機會を均等ならしむるべきものであります。量の上から申しましても、その定時制の學校に行きまする青年の質の上から申しましても、私はここに大きな問題があると思うのであります。と申しますのは、この十五歳から十八歳までの期間における青年の大學に行くべきコース、もしくは専門教育を受けるコースに立ちますするものは、一割五分以下の少數であります。しかし、その他のものは實は非常に多數に上るであります。現に今日日本に存在しております青年學校のコースは、十九年の統計しか私もちませんけれども、一万三千六百七十二校あります。一万三百の町地と二百七の市にこれを割りますれば、一市町村一校以上との普遍的な施設を見ておるのであります。もちろんその内容はきわめて貧弱なものでありますし、軍國主義的な過去のかすだと申せば、それなりであります。しかし、ここに修學しておるところの生徒數は實に二百五十七萬三百六十人となつております。なおこのほかに中學校、女學校、實業學校等の夜間学校に授業を行つておるもの數は三百三十四校、夜間の中學校と實業學校とが、今度新しい定時制の青年學校に吸収せられねばならぬのであります。このうちの十五歳から十八歳にわたる学校の生徒を合わせるとこれが一萬二千二百九十名あるのであります。

よほどの獨創的な、實情に適する——
勞務に服しながら學校に學ぶ青年のために適切なるものを擧げて、高いところに置いた高等學校の標準から、これを幾分か緩和させるけれども、何科目かの授業はしなければならない。したものは大學へ機會均等に進學し得る青年は、非常に減少するであろうと、いうことを心配するのであります。今日までの青年學校の内容が空虚である不備であることについては、だれも異存はございません。しかしながら、とにかくにも十八歳までは義務教育となつておるのであります。但し男に限つておるのであります、男子の青年は十八歳まで今日義務教育となつておる所においては、その教師にひきつけられ、今日も現に學んでおります。しかしもしことに觀念的には非常に標準の高い高等學校を緩和した程度の、全日制の高等學校を緩和した程度の定期制高等學校ができるとしても、その教員においても非常に高いものをおこし、その學科内容においても非常に専門的なものを要求するとしまして、この十五歳から十八歳までが一番精神的、肉體活動期でありまして、これは世間一般に危險年齢と言われてお

年を失つた空虚の状態における日本の青年をどうしても救わなければならぬのは、學校へひきつけることなのであります。できますならば、私どもは理想として多年、公民権を得る年齢、選舉権を得る年齢までは、學校につないでおくべきものであると信じておる。従つて條件のきわめて適當したる同時に義務教育年限は、私は十八歳または二十歳まで延ばさねばならないかと思つておるのであります。今日の實情からして急に三年も飛躍したる男女の義務制をさらに延ばすことにつきましては、私も考慮いたしまして、断行を決して要求するものではございませんけれども、個々の手段においてもし適切を缺いたならば、私は制度はできたけれども、青年を學校から逐うたという結果になりはしないかという大きな懸念をもつのであります。實は私はこういうことを考えております。日本を救うものは十五歳から十八歳ないし二十歳までの勤労青年である。こう考へておる。この素質を高め、この生産能率を高め、人格品性を高めることによつてのみ、民主主義文化日本が高められる。と私は信じておるのであります。その一番最多量をもつ二百六十萬のこの青少年のための教育こそ、實は高等学校に附隨したる附屬的な夜間學校ではなくして、日本の教育の中心、主流をなすものでなければならぬと私は固く信じておる。この水準を高めることは、日本を高めることである。田園もよくなつていく夢もでき、稻もでき、多角經營の農業もできていく。勤勞の上に光りのさすほんとうの仕事ができ、田園に、あるいは漁村に、あるいは町に、ここから初めて日本の文化

的な實際の基礎が高まつていくのであります。もちろん指導者層に屬するところの専門學校、大學等を完備しなければならぬことについては何ら残存はありませんけれどもが、それはきわめて少數な人間であります。また定時制高等学校の學生中、大學に行こうというような特殊な者のためには、私は今回非常によい方法が見出されておると思うのであります。それは通信教授であります。昔から早稻田大學にも慶應にも、その他にもそれゞゝ通信の講義錄があります。そして、田舎の青年はこの講義錄によつて検定試験をとつて辯護士にもなり、高等文官にもなつたのであります。そういう奇篤なる千人に一人か二人の青年のために、一方には夜間の青年學校に一週三日あるいは二日通いつつ、一方にはその能力に應じてこの通信教授などによつて補つていけば、結構私は大學にも行けると思いますが、百人に一人か千人に三人ぐらいな特殊な青年を目標にしたる教科内容などを盛り上げられるということになります。では、私は大多數の勤務青年を非常に苦しめるだけで、效果のないものにならうと思う。私が勝手なことを申し上げるのではありませんが、この案内などを讀んでみたときに、危惧にたえざるものを感じるのであります。どうも學校教育式の學校でなければ、教科内容といふようなものを非常に整備しなければ、學校でないよう考へられることがあります。そうではないので、勞働そのものが教育なのであります。

す。労働の価値そのものの中に教育が
あり、それが教育として大きなる人間
をつくる要素となつておるのであります
から、實間の労働そのものを教育と
して、さらにそれに附け加えるものを
もつたのが、この定時制の高等学校で
なければならぬと固く信じております
。デンマークが興つたのも、スエー
デンが興つたのも、實はこの國民の中
の勤勞青年の自覺と向上とから興つて
おると私は思います。そういう意味で
おきまして、文部省は一體、どういうふ
うな御腹案をもつて、この夜間の定時
制の青年學校をさらに一步進めたる、
充實したる高等學校にお考えになつて
おるのであるか。そうして近き将来に
一體との程度にまでこれを全國に普及
せらるる御計畫があるのか。現に一萬
三千六百七十二校の青年學校があるので
あります。この大部分は初級中學校
になるのであります。しかしそうな
つたきりで放り捨てられると、今日
まで義務として學んでゐる男子の青年
あるいは女子の青年たちは、ここに大
きな空間を生じて、とほうに迷うとい
ことになります。この意味において私
は大きな疑問をもちますので、文部大
臣の御構想を承りたいと思うのであり
ます。

○日高政府委員

全部ではございませんでしようけれども、多數の中に志があり能力がある者については、上の學校に行かれるような途をも是非とも開かなければならぬという意味において高等學校のカリキュラムも得る限り全日制の學校に準ずるようにいたしたいという希望で大體の構想を立てたのであります。先ほど御指摘にあづかりました新學校制度實施準備の案内ございますがそれが十五ページのところにございますように、「定時制は教員の實においても教育の程度においても全日制と同一規準におかれるのである」とあります。これは上の學校に行こうと思えば行けるのである、こういう意味であります。「生徒も原則的には全日制と同一規準で學習すべきである」ここに原則的にと書きましたのは、理想的なことを言えばこうしてほしい、こうすべきであるというように、理想的な基準を立てたのであります。従つて定時制の學校が十分あらゆるカリキュラムを全日制の學校と同じように備える、ということは、一つの理想でありますけれども、現實においてはそれは不可能であることを承知いたしておりますので、二十七ページのところに、「設置する學科及びその教科課程は全日制のものに準ずるとともに、その地方の實情に即した教育を行う」ということを規定いたしまして、これはあくまでも準據するのであつて、及ばなければそれは不可能である、もしくは無用であるといふ意味ではないのであります。従つて一つの標準を立ててそれに應ずる力が十分でなくとも、定時制の高等學校は許す方針であります。それでおそらく現在のところ青年學校の教科課程に準じたような高等學校も若干はできる

と思うであります。そこに行く學生、生徒も、ずいぶん多いと思います。御指摘のようにフル・タイムの高等學校の一年生は四十八萬ぐらい、それからパート・タイムの者が四十二萬ぐらい、そういう統計が出ておりますが、ほとんど同數、あるいは時によつて違ひがあるかもしれませんけれども、相當多くいるのがパート・タイムの學校で教育されなければなりません。従つてこれは全日制の者が三年でやる課程を、三年で卒えてしまうということは、不可能でありまして、よしもと上の大學生でも行こうとする者については、これは四年かかつても、五年かかつても、ある一定のタイムをとるならば上に行けるような途を開いておく。同時に高等學校を卒えてすぐに社會に立つて働く者のためには、必ずしも大學へ行く資格を必要としないのでありますから、そういう者については、みずから選んだ課程を卒えれば、それでたとえば特殊の職業的な教育を受けてそれを修業した證書でも十分與えるように仕組むつもりであります。お話をありましたような通信教育その他に、ならば、それらの者は上の學校にも行けるよう仕組むつもりであります。なお高等學校の出發は來年度になつておりますので、その間御指摘のような點は十分研究いたしまして、多數の學生の教育のことに関係しますので、慎重に、なるべく遺漏のないような處置をとりたいと思つております。

者を考えまして、きわめて理想的なコースをもつてつくつておいて、それに準する学校をここにつくる。すなはちこれが正道であつて、これが不完全なる高等学校である。一五%の者は正道である。落伍者は不完全なもので学ぶといつたような意識をまたもたらせるところになる。これは不完全ではない。これはこういう一つの正しいコースのある学校ができないならぬ。勤労生徒のためにそれは本コースなんです。大體國民の民主的な、生産に從事する萬民皆勞制度の國家、皆學び皆働く、國民皆學、萬民皆勞というのが理想であるならば、働く人間の大半數をを容するその學校が、一つの標準の正道であつて、こちらへ行く者がむしろ私はわき道であると思う。指導者になる者はこれから選抜したる一つの特別なコースであつて、この八五%をを容する青年學校の整備せられた高等學校こそこれが高等學校の本道でないか。あなたのお考えはどうも間違つておる。こちらが本道でこちらがわき道で、しかも不安なる學校である。だから年齢を延ばしてもこれに追いつくようなものにしてやろうといったようなことが、私は間違いだと思う。それはいけない。これは本道で、喜んで農業に從事し、漁業に從事する青年を、十八歳までの間に高い文化と科學的な技能、生產的な能力をもつてようには組んでやる。これが一番大事な本當の教育である。これがどうもいつもわき道扱いをして、いわゆる準する學校として落伍者が行く。われくはこちらに行けぬから、落伍者だからここに行くといつたようなものになりがちになる。こういう過去の弊が非常にある。私はこれはどうしても根本的に直していただきたい

び、學びながら働く。これが今後の日本國民すべての行くべき道なのですか
ら、これを主體として一つ考へ直していただいて、そよしておそろしく高い
校長及び教員の要求が書いてあります
が、私はそういう學者などといったよ
うな者よりも、郷土の大先輩で非常な
名譽のある立派な人格の高い人が校長
となつて、そうして專任には物のわか
つた民情もわかり郷土のことがわかつ
た專任者をおいて、あとは郷土における
ところの知能を總動員して、中には
大學を出た數學の先生もあらうし、外
國からもどつた英語の先生もあらうか
ら、そういう者を總動員して專任でな
くとも、そこに來て勞學一體の家庭
における青年たちに適切な、郷土に即し
た指導をお與えくださるように仕組ま
なければならぬ。この仕組がうまくい
つたときのみ、日本は救われる。それ
が日本の即今一番大事な教育的施設
のコースでなければならぬということ
を深く信ずるわけであります。これか
ら先は議論になりますが、この點につ
いては文部省においてもどうぞ一つ真
剣にお考へを願いたい。どうも文部省
は從來學校省であるということを言わ
れておるのであります。文部省は學校
省であつてはならぬ、教育省でなければ
ならぬ。國民全體を教育する教育省
でなければならぬ。それには學校形式
の一つの過去の觀念から脫却して、國
民というものをいかにして教育するか
ができない。ただ少數の指者さへあれば
ぶといふ線の上に新しい教育をしなけ
れば、民主的日本の建設といふものは
できない。ただ少數の指者さへあれば
教育の高さが高まるということでは、
今日の日本の進展は期せられないとい

許状をもらわなければならぬということがある。私どもはそういうことであります。私は變なものであると感ずる。これは免許状ではない。資格の確認であるということではあります。私は、長い間御無禮なことを申し上げました。が、私の質問はこれで打切ります。

○椎熊委員長 小川原政信君。

○小川原委員 私は簡単に申し上げ、なるべく煩を省くことにいたします。第一これは大事なことで、常識でわかるようなことがあります。特にお願ひをいたしておかなければならぬ。基本法の第一條に「教育は、人格の完成をめざし「云々」というところから、「自立的」云々というところまで見ますとまことに立派なものであるということが考えられるのであります。それから学校教育法をながめてみると、第七條には「小學校は、心身の發達に應じて、初等教育を施すことを目的とする」こうあります。中學校のところにいきましては、第三十五條に「中學校は、小學校における教育の基礎の上に心身の發達に應じて、中等普通教育を施すことを目的とする。」高等學校の第四十一條にいきましては「高等學校は、中學校における教育の基礎の上に、心身の發達に應じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。」とあります。大學のところの五十二條にいきまして、「大學は、學術の中心として、廣く知識を授けるとともに、深く専門の學藝を教授研究し、知的、道徳的及び應用的能力を開拓させることを目的とする。」ここで大分違つてしまりますが、ここに特に「道徳的」という

○日高政府委員 基本法の第一條に言葉をさしはざまれて、今まで普通教育のところは「心身の發達」ということでカムフラージュしてあるのです。こういうようにおわけになります。こうした法の精神はどこにあるかということを私はお尋ねしたい。

「人格の完成を目ざし」ということを指摘してございます。それから前文のことの中にも「人間の育成を期する」ということを出しておりますが「人格の完成」の中にも「人間の育成」ということの中にも、もちろん知的の方面も實踐的の方面も、肉體的の方面も含めて考えておるのであります。「人格の完成」の場合には、あとの方に「心身とともに健康な國民の育成」ということを與えまして前の人間性の完成といふことを、もう少し具體化して、立派な人格であつて、同時に心身ともに健康な國民といふような、そういう意味を含めてございます。この基本法の根本的精神に則つて——小學校、中學校、高等学校までは、實は基本法の精神に則つて、初等普通教育を施す、こういふことを前提にいたしまして、心身の發達に應じて、初等普通教育を施すのであります。特にその場合には、知的、あるいは實踐的とか、そういうことを言わないでもいいかと思つて規定いたしてまいつたのであります。が、大學の條項におきましては、大學は從來日本の實情から見ましても、最高の學府というふうに普通に言われておりましたように、大學に文化の中の心をおくよくな心持を強く表面に出しておられるのであります。大學は道德的な、「應用的」というのは、も

ろこれは實踐的と言いかえてもいいかをもつてゐるもの外へだん／＼展開させていくというところに、目標をおいたわけでありまして、特別にこまかに規定をいたすのは、大學教育というものにできるだけ自主的な、自治的な幅をもたせておきたいために、こまかに規定を省いたわけであります。この精神においては、基本法の第一條及びその前文に掲げてあることを前提といたしてみますと、統一的な共通點があると考えております。

○小川原委員 私もそういうふうについておるのであります。これは學校の教員や學校の校長はそらは考えますが、ところがこの法文からながめてみますると、大學のところだけで道徳的な發展を要求しておるので、あとの方は普通にやつておればいいのだ。こゝいうひらめきが誰しも起るのであります。それできれを實際問題とあてはめてみますと、私は経験ということを非常に重く考えておるのであります。近ごろの文章というものは非常に文章が美しい。作文は上手であるけれども、實際が行われておらないということなんですね。これはあまり小理窟と言つて文章に書いて美しくつくるからである。昔の道徳といふものはどうであるかといふと、小さい時分からやかましくして道徳を發展させて來たから、あの立派な德望の人ができてくるのであります。ところが今日の教育をながめてみると、幼稚園から綿に包んだようにして、至れり盡せりのことをやつてありますけれども、今度の終戦においてながめてみると、悪い事、悪たれなことをしておつたものは何であるかと、いうと、全部教育を受けた人がやつて

いたのです。事實との教育の法文とがまったく相反しておる。こういう點が私ども納得できない。たくさんの金をかけまして、至れり盡くせりの立派な学校に入れて、子供を真綿に包んだりしてやるものだから、いい子供ができなければならぬはずのものが、反対に悪い子供がしきりにできておる。これはもう汽車に乗つたらすぐわかつてきます。街路を通るところを見てもすぐわかります。こういうようなことは、ほど注意をして教育をしなければならぬと思うのであります。やはり小学校のところにも、中學校のところにも、道徳という言葉を表わしておかなければいかぬのではないか。これは私の相憂でございましよう。常識的に考へば、今の教育を受けた人はわかりますけれども、そういう點が、これまでの文部省あたりの法文を作られる上において非常に缺陷があつた。それであつから“今度はどういう施行細則をおつくりになるかしりませんけれども、教員を引締めるのも、規則的にぐつと引締めても何もうまみがない。乾燥無味でありますし、ちつともまとまりがない。こういう點が教育上大きな障りがあると私は考えるのであります。それはお互の意見の相違だとおつしやればそれまででありますか、一體文部當局は道徳という面に對してはどういうお考えでありますか。簡単でもうろしくうございますが一つ聽かしていただきたい。

「のところにも「學校内外の社會生活の經驗に基き、人間相互の關係について正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと」の中に道徳的な訓練及び道徳的な修養ということの必要性を、實は第二に指摘しているつもりなのです。それからその第二のところにも「鄉土及び國家の現狀と傳統について、正しい理解に導き、進んで國際協調の精神を養う」。それ以下の日常生活のことにつきましては、道徳的な實踐的な關心については、むろろくどいと思われるくらいに、道徳といふ言葉は避けましたけれども、そういう言葉は避けましたけれども、そろそろ關心は示していいつもりなのです。それから中等學校につきましても、「國家及び社會の形成者として必要な資質を養う」。これらのことの奥にも、また「勤勞を重んずる態度」というようなところにも、道徳といふ言葉は出ておりませんけれども、道徳的な、實踐的な關心といふものは、實は含めてあるつもりなのであります。高等學校も大體同じ精神で規定したつもりなのであります。大學の方に特に實踐的な、あるいは道徳的なといふな考へに陥りやすいので、物足りないので、その點を擧げましたのは、大學がややもすわれば學術の研究面においてすぐれておわりなのであります。大學の方に特に實踐的な、あるいは道徳的なといふな考へに陥りやすいので、物足りないので、その點を表面に出したのであります。お證の點は私どもまつたく同感で、道徳的な修養や人格の完成といふものを抜きにしては、教育といふものはほとんど心棒を失つたものであるというふうに考えるのであります。

もう一つお尋ねしておきたいことは、勤労學生であります。これは雇主にもっとと責任を負わせられる必要はないでしょうか。何かこまかい規定があるそりでありますて、私は存じませんが、學生が教壇の上で學習を受けていきます場合に、教壇だけでは八十五単位の標準時間がと申しますとあります、学生の方へ上せてはいけないと何とか何いうことがある。この一単位は三十五時間とか申しますとあります、が、學生が教壇の上で學習を受けていきます場合に、教壇だけでは八十五単位の標準にはどうもいかないので、職場にあるところのことを考えていただいて、せめて職場の學習を四十単位にしていただくと、學校は非常に都合がいいがどうもいかないので、職場にある言葉でありますて、私も聞いてみて、なるほどそうだと考えたのであります。この職場の勤労時數といふものをこの単位の中に加えることができるものでありますか、できぬものでありますか、その點お聽かせを願いたいと思ひます。

が、現實にないでいた者と、た者のとの間に、人間の點において、私達は満足していません。むろん、意を表して、あるとき考むべきは、私どもありますので、度について、度ではない點が、参考ることは、参考の時制の制度度のある限り、うに取計らねば、申し上げよう。それは、特別な志をもつて、あるいは、学校に行かれたまゝ、つておつたし、あるのがあるのだと、摘されており、開こうといふので、開こうといふところは、たゞ一つ、と思ひます。それで、安當な結論です。

おいて、工場において働いたり、学校において教育を受けたり、社会で活動するなど、多くの経験を積むことによって、自分自身の成長と社会への貢献が実現される。しかし、この過程で、必ずしも全ての学生が満足する結果には至らない。そこで、教育機関は、個々の学習スタイルや興味・関心に応じて、柔軟に対応するためのさまざまな取り組みを行っている。また、地域社会との連携強化により、実践的な学習環境を提供する努力もされている。

私が、それから研究を願いたい。
教員が足りない。
か特別の智慧で働いておられる
教員として、教員も富んで、
いふ人を教員でして、下附さ
る状を下附さ
でしようか。
を下附する事
お考えに相
資格の人を生
うか、このう
の職員に使
たとえば、
これまで権
ておつた者だ
た。しかし現
その學力試験
て限地開業業
であります。
ても、朝鮮
辯護士試験
してくれる
ですが、そ
方法をお考
いかがです。
員免許状があ
うには考え
ども、とりま
○日高政府
きめました
必要な經驗
則といいたし
合致する者
ことにいたん
ども、とりま

委員 どうあえず私どもが
の、たとえば高等教育に
と能力を有すべきものを原
ておりまして、その條件に
を、まず第一にとるというふ
を、まず第一にとるとい
しておられます。必ずしも教
なければいけないというふ
ていいないのでありますけれ
あえずの方針といたしまし
か。

ては、高等免許状をも的に考えましては、一應過して、補充つておりますが、
方針でおる方針で、少例外的か少例外的か、教員免
する教員免ども、教員免
等あるいは等あるいは、
相當あるからほまだ餘りで、十分研究されておりま
すので、そろ
いと思想が、
○小川原委人には途をまして、教
りますが、
のですが、
る御思想があ
が。

○日高政府
つて、隨分いはふだん等について理さるべきしかし具體的彼等を整理し面から申し必要もないもとしては務紀律があ
亂つた者や、規則に適合する

委員　戦争中から今日にかけ
育の中に非常にいい人もち
極端な行動に出たり、あると
の勤務状態のひどく悪い者
は、私どもはそれは當然嫌
なものだと考えております。
これも今早急に何とかな
く開くように考えたいと思つ
ています。再教育の機會もあります
が、許状はもつておらないけ
ども、一應任用した上で假の角
まして、さらに必要な再教
育がつてござりますので、
上で、正式の免許状を與え
ります。御指摘のような免
許状をもつておる者と同
じで、それ以上の能力のある人
をもつておらぬけれども、い
う點にも十分途を開きた
いと思います。その邊のこと
を思ひますけれども、い
う點にも十分途を開きた
いと思います。

（了）

ういうふうに、まだ具體的できておりません。しかし監督官廳に所屬をして、そこまでおきたい。この方は考えております。もとよりますけれども、不適格は職を賭しておられます。質疑は終局いります。十日午後一時半の討論並びにこれにて散會

昭和二十二年四月二十四日印刷

昭和二十二年四月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局